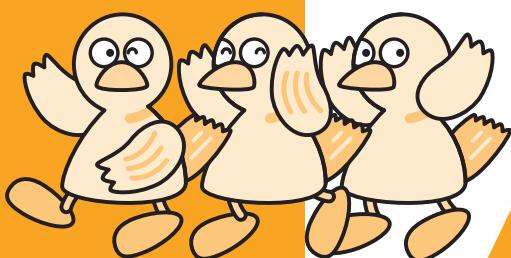


平成23年度  
学校健康教育必携

Health  
Job

11

埼玉県教育委員会



埼玉県のマスコット コバトン

promotion

## 表紙デザイン

表紙デザインは、Health Promotion (ヘルスプロモーション) の「HP」を構成したものである。

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようとするプロセス(1986年・WHOオタワ憲章)である。健康の実現のための環境づくり等も含めた包括的な概念である。

## はじめに

現在、子どもたちを取り巻く生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の発達に大きな影響を与えております。ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患を抱える子どもへの対応、さらには生活習慣病や薬物乱用、交通事故、不審者被害、食生活の乱れなど、解決すべき健康課題は様々です。

このような中、国においては、平成21年4月1日に学校保健安全法及び学校給食法を改正・施行し、学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を進めています。また、今年度は、小学校において、「生きる力」をはぐくむという理念を引き継いだ新学習指導要領が全面実施となります。これらのことから、今後、学校健康教育の推進は一層重要となってくると考えております。

埼玉県教育委員会では、平成21年度から「生きる力と絆の埼玉教育プラン—埼玉県教育振興基本計画—」に基づき、平成25年度までの計画で「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」を推進しております。

学校健康教育の分野においては、本計画を踏まえた「埼玉県学校保健推進ガイドライン」により、学校・家庭・地域の固い絆のもと、相互に連携を深め、児童生徒自身が心身の健康を育み、安全を確保することのできる資質や能力の育成に努めているところでございます。基本的生活習慣の確立が心身の健康をつくり、さらに学力や体力の向上に繋がると考えております。

本号では、学校健康教育を推進するための基本的な事項について見直しをし、見やすさ・わかりやすさを考慮して、各学校の実態に合わせた活用が図られるよう構成いたしました。

各市町村教育委員会、各学校におかれましては、本書を十分に御活用いただき、家庭・地域との絆を一層強くし、計画的、組織的に学校健康教育を推進していただくようお願いいたします。

平成23年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

河本 弘



# 目 次

## はじめに

### 第1章 学校健康教育を推進するため

I 学校健康教育の重点事項 .....	2
II 健康教育の考え方 .....	4

### 第2章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実 .....	10
1 保健教育の充実 .....	11
(1) 心の健康 .....	11
(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育 .....	12
(3) 性・エイズ教育 .....	13
(4) 歯・口の健康づくり .....	14
(5) 望ましい生活習慣づくり .....	14
2 保健管理 .....	15
(1) 心身の管理 .....	15
(2) 学校環境衛生活動の推進 .....	16
3 組織活動（学校保健委員会） .....	18
<実践事例> 保健学習・学習指導案 .....	19
II 学校安全の推進 .....	24
1 学校安全推進のために .....	24
2 交通安全教育 .....	28
3 防犯教育 .....	30
4 防災教育 .....	32
5 安全管理の徹底 .....	34
<学校事故と対応－学校の危機管理－ .....	36
III 学校における食育の推進 .....	37
1 食に関する指導の充実 .....	37
<実践事例1> 研究委嘱地域の取組（川口市） .....	40
<実践事例2> 研究委嘱地域の取組（戸田市） .....	42
<実践事例3> 研究委嘱地域の取組（ふじみ野市） .....	44
2 学校給食の充実 .....	46
3 衛生管理の徹底 .....	47
【確認しておきたい事項】 「学校保健法及び学校給食法の一部の改正」 .....	50

### 第3章 年間事業の計画

I 主要事業 .....	
1 学校保健 .....	52
2 学校安全 .....	53
3 学校給食 .....	54
4 会議・審査会・表彰式 .....	54
II 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業 .....	55

### 第4章 資料編

I 平成22年度学校健康教育実践状況調査結果 .....	58
II 研究委嘱校・表彰校等一覧 .....	
1 研究委嘱校・地域等一覧 .....	80
2 全国・埼玉県表彰校一覧 .....	81
III 健康教育関係図書及びビデオ等一覧 .....	82
IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧 .....	84
V 関係機関等の連絡先一覧 .....	85

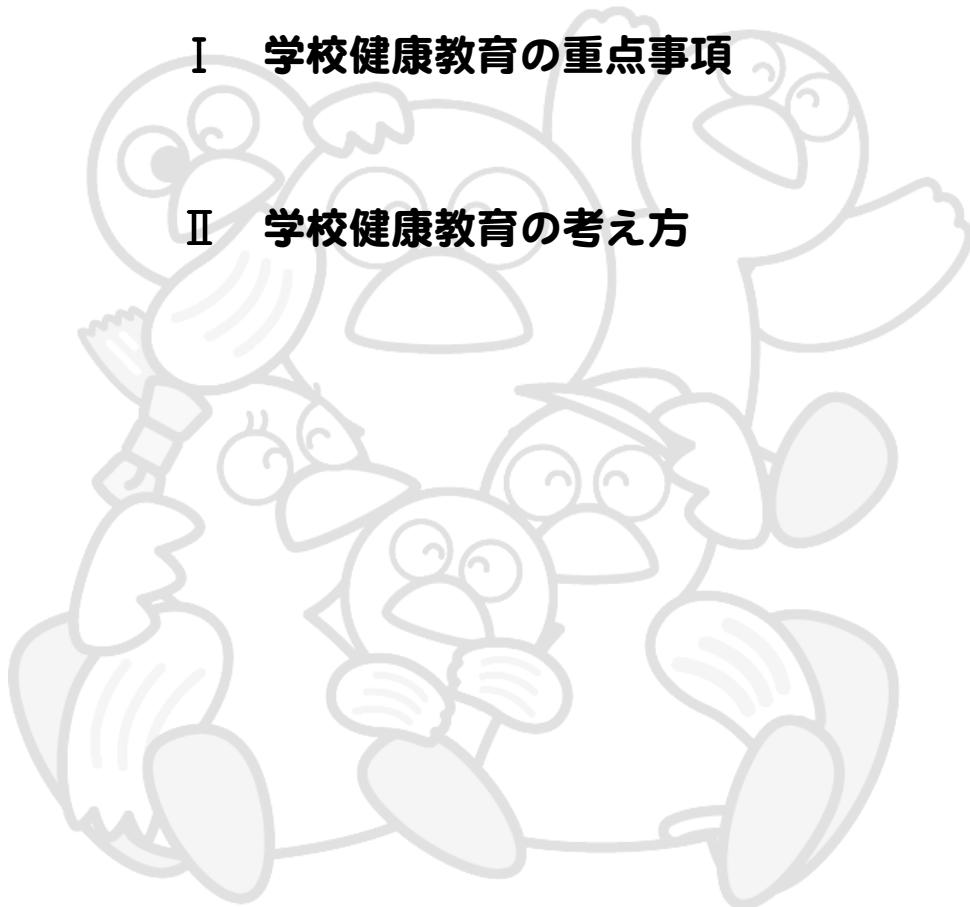


# 第1章

## 学校健康教育を推進するためには

I 学校健康教育の重点事項

II 学校健康教育の考え方



# I 学校健康教育の重点事項

## 1 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ーにおける学校健康教育の位置付け

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づき、また県政運営の指針である「埼玉県5か年計画 ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を踏まえて「生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」を策定し、平成21年度から25年度までの5か年を計画期間として、生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進している。

学校健康教育に関する目標・取組は、【基本目標Ⅱ】豊かな心と健やかな体の育成のもとで取り組む「健康の保持・増進」、【基本目標Ⅲ】質の高い学校教育の推進のもとで取り組む「子どもたちの安心・安全の確保」である。

これらに基づき、平成21年度には「埼玉県学校保健推進ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康課題の解決に組織的に取り組む学校健康教育を推進する。

### 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成21年度～平成25年度）

#### 基本理念

#### 3つの観点

生きる力を育て  
絆を深める埼玉教育

- 子どもを認め、鍛え、はぐくむ
- 一人一人の学びと夢を応援する
- 県民の教育力を結集する

#### 基本目標

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| I 確かな学力と生きる力の育成 | II 豊かな心と健やかな体の育成 |
| III 質の高い学校教育の推進 | IV 家庭・地域の教育力の向上  |
| V 生涯学習とスポーツの振興  |                  |

## 埼玉県教育行政重点施策

### 学校健康教育の推進

施策	施策の方向性	主な取組 (学校健康教育の重点事項)
基本目標 Ⅱ 健康の保持・増進	<input type="checkbox"/> 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。	<input type="radio"/> 学校保健の充実
	<input type="checkbox"/> 「埼玉県食育推進計画」(平成19年度策定)を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	<input type="radio"/> 食育の推進
	<input type="checkbox"/> 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。	<input type="radio"/> 性に関する教育や薬物乱用防止教育の推進
基本目標 Ⅲ 子どもたちの安心・安全の確保	<input type="checkbox"/> 危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、学校における避難訓練などを、計画的に実施します。	<input type="radio"/> 安全教育の推進
	<input type="checkbox"/> 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。	<input type="radio"/> 学校の危機管理体制の整備・充実
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	<input type="radio"/> 家庭、地域と連携した防犯、交通安全教育の推進

埼玉県学校保健推進ガイドライン

◆ 目指す兒童生徒像◆

ルールやマナーを身につけ、朝食をしつかり食べ、安心・学校では力いっぱい運動し

～基本的な生活習慣の確立が心身の健康をつくり、学力・体力を向上させる～

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー	「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」(平成21年度～25年度)	Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成 ○「教育に関する3つの達成目標」の推進	Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成 ○健康の保持・増進	Ⅲ 質の高い教育の推進 ○子どもたちの安心・安全の確保	Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上 Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興
基本目標					

健健康課題の解決にむけて  
・生活習慣の確立  
・疾病の予防と管理  
・心の健康問題

- ・放課後子ども活動の支援>
  - ・放課後子育て講座

相談> あたたかい  
家庭づくり  
家族の  
だんらん  
子どもの  
子ainを  
見逃さない

行政 <学校への支援> 学校環境の整備 教職員の研修 保健所・衛生研究所・地域医療機関との連携 警察・児童相談所等関係機関との連携

・スクールガードの見守り活動  
・スクールガード

家  
庭

地域学校保健委員会

・スポーツ少年団

・スクールガード養成講習会  
<地域への支援>  
<相談>  
こんなときは…

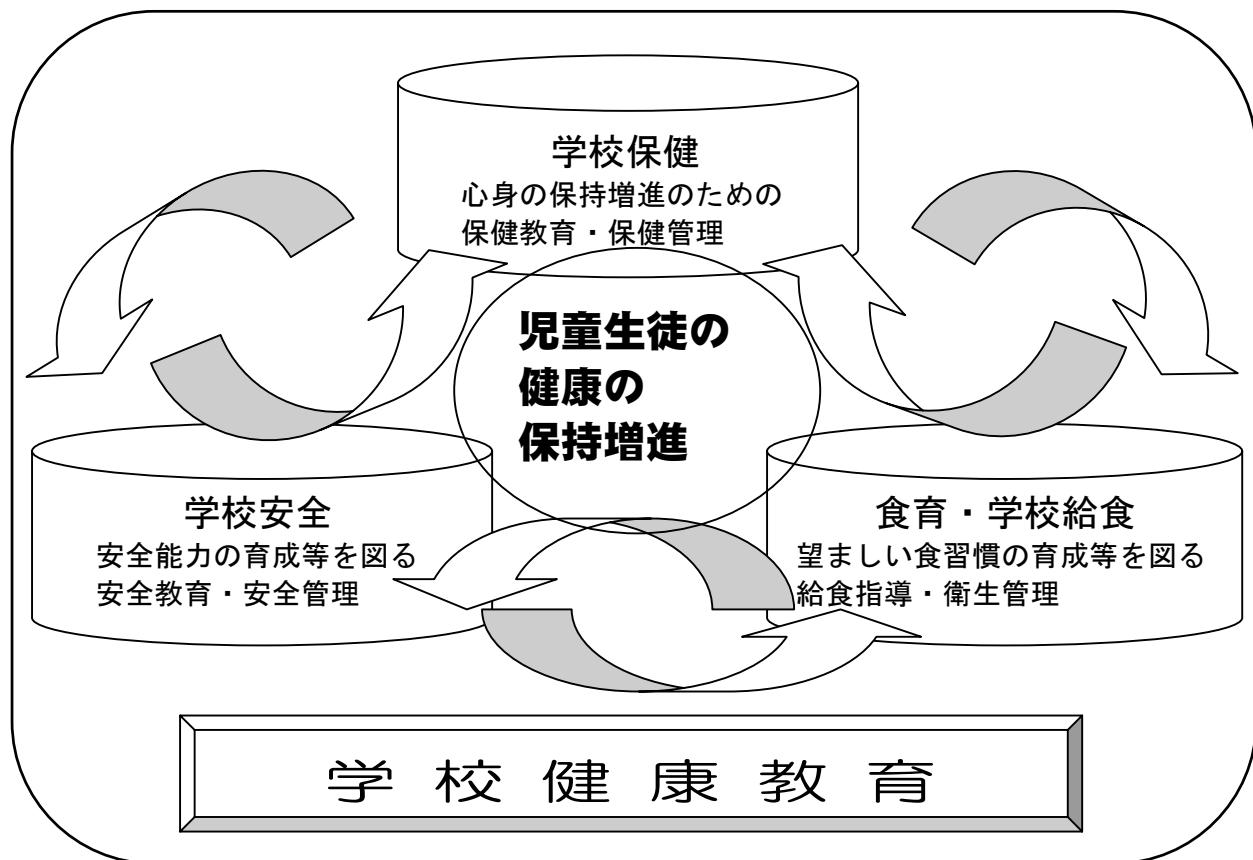
…元里伯政が、山口市役所に開院式、県立総合教育センター…  
…元元重星付の通り…市町村教育相談担当…埼玉県警察少年サポートセンター…  
…非行問題等…埼玉県警察少年サポートセンター…

## II 学校健康教育の考え方

### 1 学校健康教育の概念

学校においては、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする「学校保健」、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする「学校安全」、望ましい食習慣の育成等を図るための給食指導と衛生管理等を内容とする「食育・学校給食」、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら児童生徒の健康の保持増進を図っている。

「学校健康教育」は、これらの指導等を統合した概念として整理されるものである。



### 2 新学習指導要領と健康教育

平成23年4月の小学校を皮切りに全面実施（中学校は、平成24年4月。高等学校は、平成25年度入学生から。特別支援学校は、校種に準じて。）される新学習指導要領であるが、健康教育に関して留意すべき改訂（変更点）は、次のとおりである。

- ① 総則では、体育・健康に関する指導について、従来あった心身の保持増進に関する指導に加えて、学校における食育の推進及び安全に関する指導が明記され、児童生徒の発達の段階を考慮することが新たに盛り込まれている。
- ② 各教科等では、学校保健、学校安全、食育に関する内容について、体系化や充実を図るため改善がされている。

「新学習指導要領における健康教育の位置付け」として要点をまとめたもの、及び体育科（保健体育科）における学習指導計画立案の例を次に示す。

## ＜新学習指導要領における健康教育の位置付け＞

### 1 総則

#### 教育課程編成の一般方針 「学校における体育・健康に関する指導」

心身の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進、安全に関する指導を明記

- これらの指導については、  
 ①学校教育活動全体を通じて行うとともに  
 ②家庭や地域社会と連携を図りながら扱うこと 等  
 ③（新たに）児童生徒の発達の段階を考慮して行うこと

### 2 各教科等（主な変更点：指導すべき事項として示したもの、配慮事項等）

#### （1）学校保健

小学校体育科保健領域	①「心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること」
高等学校保健体育科「保健」	①「健康は、様々な要因の影響を受けながら、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること」 ※ 指導すべき内容として「健康の保持増進における環境づくりの重要性」を示した。
小学校体育科保健領域	②「地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること」
中学校保健体育科保健分野	③「医薬品を正しく使うこと」
高等学校保健体育科「保健」	③ 医薬品の正しい使用についての記述を充実
高等学校保健体育科「保健」	④「喫煙や飲酒、薬物乱用には個人や社会環境への対策が必要であること」 ④ 薬物については、新たに、「大麻を扱うものとする」こと ④ 感染症の発生や流行、予防についての記述を充実

#### （2）学校安全

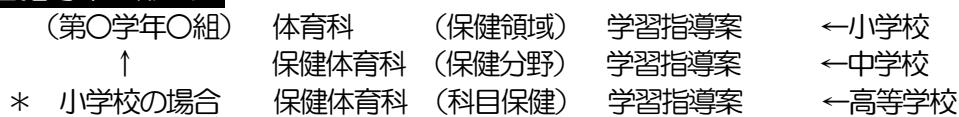
小学校生活科	①「通学路の安全を守る人々などについて関心を持つこと」
小学校体育科保健領域	②「身の回りの生活の危険が原因となって起こるけの防止」
中学校保健体育科保健分野	③「応急手当に心肺蘇生等があること」
高等学校保健体育科「保健」	③「心肺蘇生等の応急手当の効果等」
小学校社会科	④「自然災害の防止」
中学校保健体育科保健分野	④「自然災害による傷害が二次災害によっても生じること」
高等学校地理歴史科「地理 A」	④「我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわり等」

#### （3）食育

小学校家庭科 中学校技術・家庭科家庭分野 高等学校家庭科	①「食に関する指導については、家庭科（技術・家庭科）の特質を生かして、食育の充実に資するよう配慮すること」
小学校家庭科	②「体に必要な栄養素の種類と働き（五大栄養素） ※中学校から移行」 ②「食事の役割及び日常の食事の大切さ」 ②「米飯やみそ汁がわが国の伝統的な日常食であることに触れること」
中学校技術・家庭科家庭分野 高等学校家庭科「家庭基礎」	③「地域の食文化」 ③「生涯を見通した食生活」
高等学校家庭科「家庭総合」 高等学校家庭科「生活デザイン」	③「安全と環境に配慮して主体的に食生活を営む」 ③「栄養とおいしさを考えた調理」
小学校体育科保健領域 中学校保健体育科保健分野 高等学校保健体育科「保健」	④「食事、運動、休養及び睡眠（高等学校においては食品衛生活動を含む）については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮すること」
小学校・中学校 特別活動	⑤「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」

## <学習指導計画立案の例>

### 保健学習指導案の形式



\* 中学校・高等学校の場合→ 平成〇〇年〇月〇日 (〇) 第〇時限 活動場所  
(第〇学年〇組) 男子 名 女子 名  
指導者 教諭 ○○ ○○  
養護教諭 ○○ ○○

1 単元名 「 」  
小単元名 ( )

↑ \* 単元に多様な内容があり、分けて指導する場合に表示する。

- …単元名は学習指導要領に示す内容項目を記入する。

2 単元について

- …学習指導要領や同解説等に示された内容や今日的な課題等を踏まえて、具体的な単元の目標と内容を引き出す手がかりとする。

〈ポイント1〉

- ◇ 単元の内容の概要を述べる。
- ◇ 児童生徒にとって、この単元での魅力は何かを明らかにする。
- ◇ 単元を通して、児童生徒のどのような変容が期待できるか。どのような力を身に付けさせるかを明らかにする。

3 児童（生徒）の実態

- …この単元に関わる児童生徒の実態を明らかにする。また、授業を計画する上で必要な生活全般における実態も併せて書く。（関心・意欲・態度、思考・判断、知識・理解等）

〈ポイント2〉

- ◇ 表やグラフを用い、分かりやすく表示するとよい。

4 教師の指導観

- …児童生徒の実態を踏まえ、一人一人に対してこの単元を通して、どのように健康に対する関心・意欲を高め、思考力・判断力を育て、知識を身に付けさせていきたいかを具体的に明らかにする。

5 単元の目標

- (1) ……できるようになる。【関心・意欲・態度】
- (2) ……できるようになる。【思考・判断】
- (3) ……できるようになる。【知識・理解】

- …学習指導要領及び同解説を踏まえるとともに、評価規準とも関連させ、観点別に目標を設定する。

6 評価規準

- …「学習指導要領、同解説」「国立教育政策研究所教育課程研究センター評価規準の作成のための参考資料（平成22年11月）評価規準に盛り込むべき事項・評価規準の設定例」「埼玉県教育委員会発行の資料」等を参考に各学校で作成した評価規準を示す。

\* 別紙で作成されている場合、別添にしてもよい。

\* 観点間の表現の重複、似た表現を避ける。

\* 「おおむね満足と判断できる状況」を評価規準として示す。

- \* 中・高等学校は、内容のまとめが大きいため小単元について記入する。
- \* 「学習活動に即した評価規準」は、文末に特徴的な姿を表す動詞を用いる。

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心 ・ 意欲 ・ 態度		① ~しようとしている。 ② ~しようとしている。
思考 ・ 判断		① ~している。 ② ~している。
知識 ・ 理解		① ~について理解したことを言ったり書き出したりしている。 ② ③ ④

## 7 単元の指導と評価の計画（全4時間） 本時は○印

時	学習のねらい・活動	関・意・態	思・判	知・理	評価方法
1	I ねらい ・関心意欲態度についての内容 ・・・できる。 ・知識理解についての内容 ・・・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指導すべき内容 ○○には、□□があること</div> 4	①			話し合いの観察 ワークシート
②	I ねらい ・思考判断についての内容 ・・できる。 ・知識理解についての内容 ・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指導すべき内容 ○○には、□□があること</div> 4 5 6		①		発言・話し合いの観察 ワークシート

### 〈ポイント3〉

学習内容を明確にする観点から

- ◇ ねらいについては、本時の評価がある観点のところを示す。
- ◇ 学習活動については、解説レベルでの指導内容を「指導すべき内容」として記入する。
- ◇ 評価については、単元を通じて評価を重点化（1単位時間の評価の観点は、多くて2個）する。
- ◇ 評価欄には、「学習活動に即した評価規準」（関・意・態①、思・判②、知・理③等）を示す。

## 8 本時の学習と指導（2／4）

### (1) ねらい

- ・
  - ・
- ～できる。  
～できる。

【思考・判断】

【知識・理解】

(2) 資料および準備するもの・・・本時に使用する資料・用具等を示す。

### (3) 展開

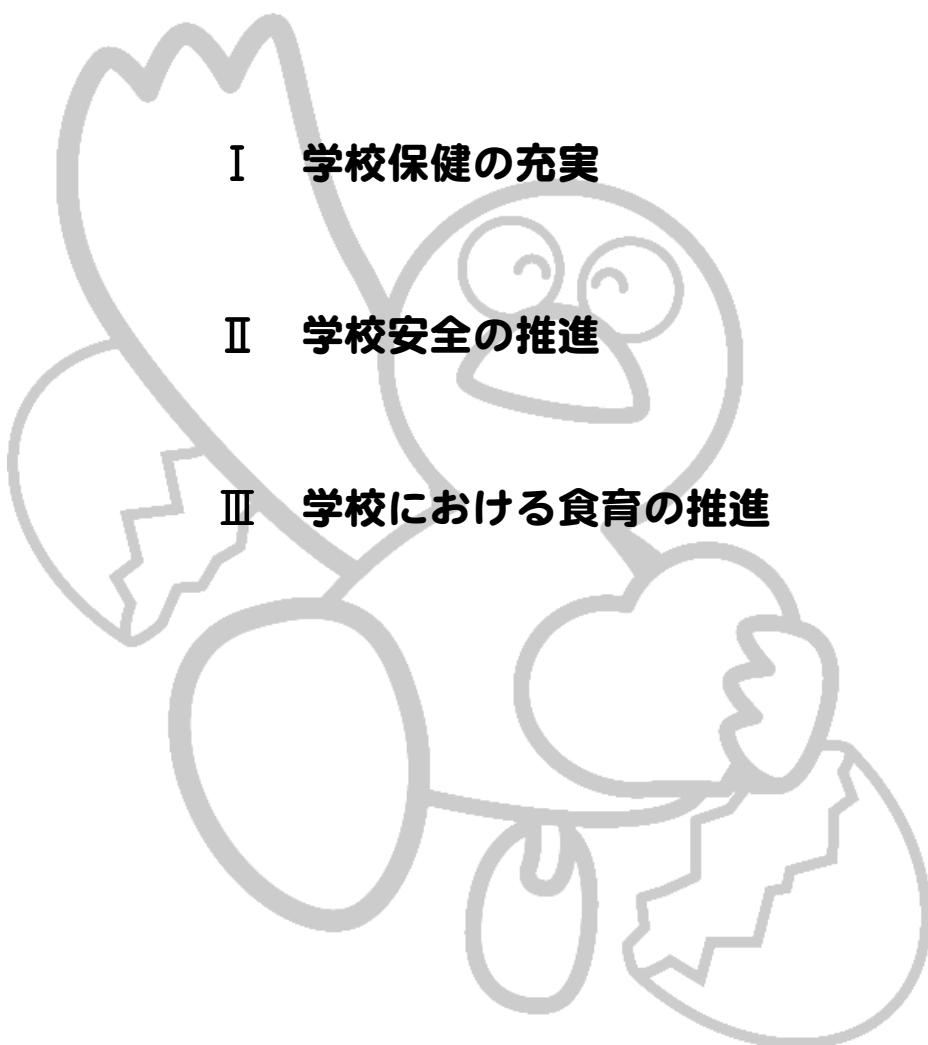
時間	学習内容・活動	指導上の留意点（指導○ 評価規準◆）
導入○分	1 ○○について、○○する。	○
展開○分	2 ○○について、○○する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">Q1 だろうか?</div> 3 ○○について、○○する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">Q2 だろうか?</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;">&lt;予想される反応&gt;</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> 4 ○○について、○○する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指導すべき内容 ・○○には、□□があること</div>	○ ○ ○  <b>◆ 【評価の観点】</b> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px; border: 1px solid black; border-radius: 5px;">           評価の観点がある場面には、            努力を要すると判断できる状況（C）の児童生徒への指導の手立てを明示する。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; border-radius: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;">           学習内容を明確にする観点から、解説レベルでの指導内容を記入する。         </div>
	5 ○○について、○○する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">Q3 だろうか?</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;">&lt;予想される反応&gt;</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	○ ○  <b>◆ 【評価の観点】</b> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px; border: 1px solid black; border-radius: 5px;">           評価の観点がある場面には、            努力を要すると判断できる状況（C）の児童生徒への指導の手立てを明示する。         </div>
まとめ○分	6 ○○について、○○する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; transform: rotate(-15deg);">ねらいに戻る。 本時に何を身に付けたのかが分かるまとめにする。</div>	○ ○

## 9 資料等

- 本単元（本時）で使用する学習資料・学習カード等を添付する。
- 板書計画等を記入する。

## 第2章

# 学校健康教育の推進方策



# I 学校保健の充実

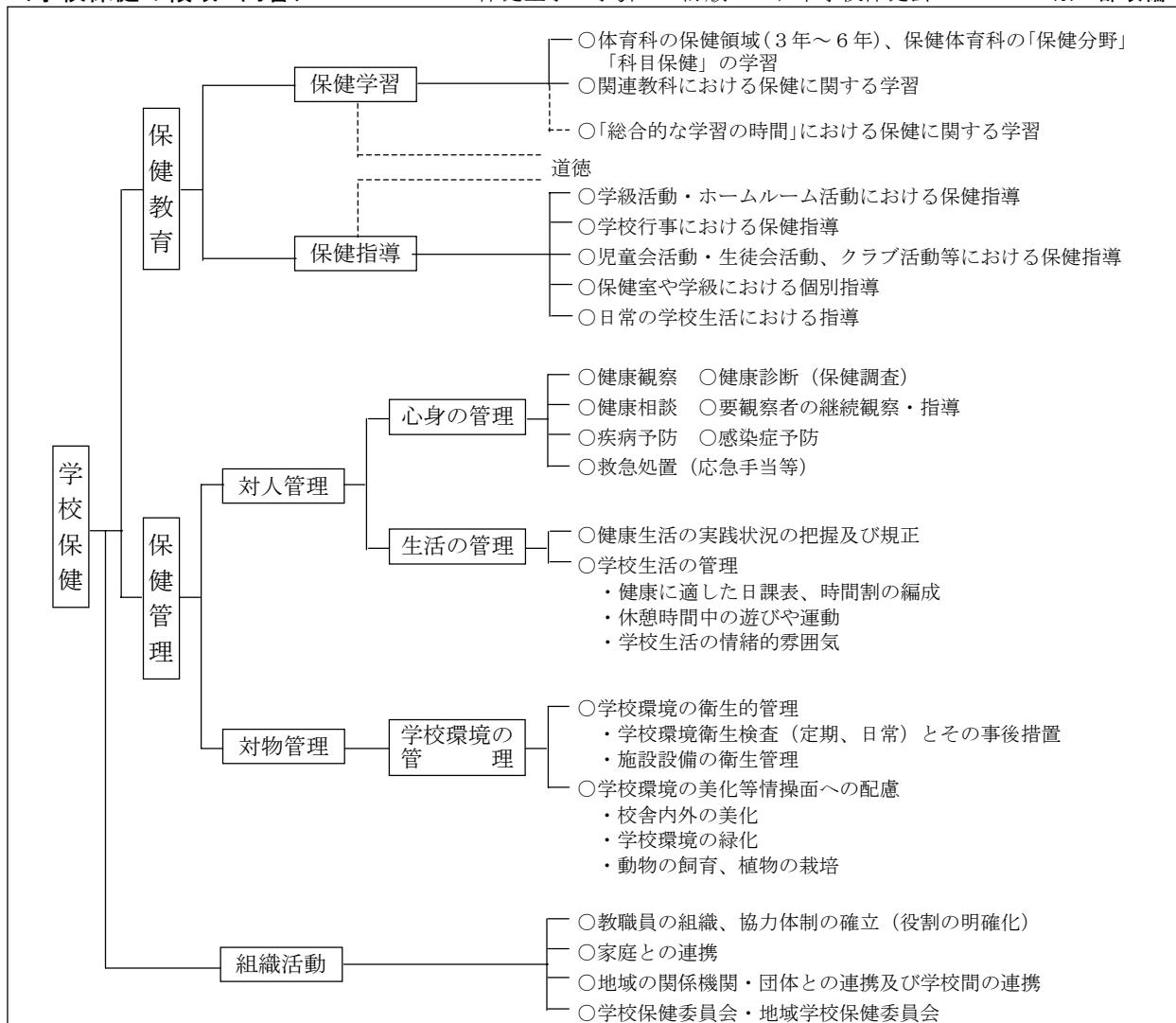
学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど、学校における保健教育と保健管理のことである。

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本になることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）をもち、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

なお、学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであり、①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。

また、学校における健康に係る取組は、家庭・地域との連携が強く求められるものであり、さらに地域にある各学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもたちの健康課題の協議などを行うための地域学校保健委員会の設置の促進が必要である。

＜学校保健の領域・内容＞ 保健主事の手引＜三訂版＞ 日本学校保健会 H16. 2 ※一部改編



## 1 保健教育の充実

「心の健康」、「喫煙、飲酒、薬物乱用」、「性・エイズに関する問題」、「歯・口の健康づくり」、「望ましい生活習慣」など、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質・能力と態度を育てることをねらいとしている。指導にあたっては、児童生徒の発達の段階を考慮して指導計画に基づき共通理解して取り組むことが大切である。

保健教育は「保健学習」と「保健指導」に大別される。

保健学習	教科の体育・保健体育等において学習指導要領に示された学習内容を学習する。知識の習得を重視した上で、習得した知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成することをねらいとしている。
保健指導	日常の保健課題を取り上げ、実践的な能力や態度を育成することをねらいとする。特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を中心に教育活動全体を通じて行われるもので、身近な生活における具体的な健康問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指している。

保健学習における思考力・判断力等を育成するために、「知識を活用する学習活動」では事例を用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習・実験等多様な指導法の工夫を行うよう示されている。〔詳細は「新学習指導要領に基づくこれから的小学校・中学校保健学習」（日本学校保健会 平成21年3月）、「知識を活用した保健学習」（埼玉県教育委員会 平成23年2月）参照。〕

また、保健学習や保健指導をより一層充実するためには、学級担任や教科担任等が連携し養護教諭や学校医等の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することが効果的である。

### (1) 心の健康

#### ＜現状と課題＞

社会環境の変化は、子どもたちの健康に大きなストレスとなり、人間関係つくりがうまくできず、不登校やひきこもりなどの心の健康に関する問題が深刻化している。

特にインターネットなどの急速な普及により、児童生徒がパソコンや携帯電話を自在に扱い、友人とのコミュニケーションの場として利用しているが、相手の表情や感情を読み取ることの出来ない実態感のないコミュニケーションであると指摘されている。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、従来の社会性を育成し自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加え、IT社会への対応などについても十分な配慮が必要である。

なお、埼玉県学校保健会では平成19年6月に、中学生、高校生はテレビゲームやインターネットの依存傾向や携帯電話のメールの頻度が高いほど、気分の調節障害（軽度のうつで見られる、「落ち込み」、「眠れない」、「落ち着かない」、「かっとなる」等の自覚症状）と有意な関連を示しているとの報告書をまとめている。

## <対策>

- ア 保健学習には、小学校段階から心の健康に関する内容が示され、中学校では欲求やストレスへの対処の仕方に関する内容や心の健康と運動との関連、高等学校では精神の健康に関する内容があることから、学習指導要領で示された授業時間を確保し系統的な指導を実践する。
- イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。
- ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。

### 評価

- 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- 保健学習の内容は確実に実施されているか。
- 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。

## (2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

### <現状と課題>

近年増加傾向にある、大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者の5割以上が未成年者及び20歳代の若者であり、青少年を中心とした薬物乱用が社会的な問題になっている。

また、依然として中・高生の覚せい剤、大麻等による補導や検挙が発生しており、埼玉県でも深刻な問題である。その背景には、薬物が携帯電話やインターネットを介して容易に入手可能になっていることなどが上げられている。

学校においても、薬物乱用はいつ・どこででも起こり得るという危機感を持って児童生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に対して、学校と共通の認識を持って指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校から発達段階に応じて指導することが重要である。

### <対策>

- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校学習指導要領の教科（体育）の中に位置付けられ、中学校、高等学校との体系化が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。
- イ 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、保護者に参加を促して、年1回以上開催する。薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施する。
- ウ 「知識中心型」「脅し型」の教育だけではなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。
- エ 授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定するなど、家庭や地域社会との連携を図りながら指導を行う。

**評 価**

- 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、保護者の参加を促し、年1回以上計画的に実施できたか。
- 専門性を有する外部講師の協力を得て、薬物乱用防止教室が開催できたか。
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」（日本学校保健会 平成22年3月、平成23年1月）、「薬物乱用防止教室マニュアル＜改訂＞」（日本学校保健会 平成20年4月）を参考に指導方法を工夫したか。
- 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。

**(3) 性・エイズ教育****<現状と課題>**

児童生徒の身体的生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性の逸脱行動や若年層の性感染症が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

学校における性教育は、人格の完成を目指す「人間教育」の一貫であり、科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が「生命尊重」、「人間尊重」、「男女平等」の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意志決定や望ましい行動がとれるようにすることが大切である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、発達段階に応じた効果的な性に関する指導を学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

**<対策>**

- ア 児童生徒の実態に応じた性教育・エイズ教育の全体計画、年間指導計画を作成する。
- イ 小学校、中学校、高等学校の保健学習に性に関する指導に関する内容が児童生徒の発達段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健学習の内容を確実に指導する。
- ウ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個人差に応じた個別指導が相互に補完して指導を進める。
- エ 学校における性に関する指導の進め方については、「知識を活用した保健学習一性に関する指導編一」（埼玉県教育委員会 平成23年2月）、「学校における性教育実践のための事例集」（平成19年3月）、「同 第II集」（平成21年3月）の活用を図る。
- オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

**評 価**

- 発達段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 学校全体の指導計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意志決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- 「知識を活用した保健学習」（埼玉県教育委員会 平成23年2月）「学校における性教育実践のための事例集」（埼玉県教育委員会 平成19年3月）「学校における性教育実践のための事例集 第II集」（埼玉県教育委員会 平成21年3月）を活用しているか。

#### (4) 歯・口の健康つくり

##### <現状と課題>

近年の子どもの現状をみると、むし歯以外にも咀嚼など子どもの口腔機能の未発達や小学校高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの問題が指摘されており、その指導や対策の充実が求められている。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって家庭での日常の実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

さらに、CO（要観察歯）・GO（歯周疾患要観察者）の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

◎ 平成22年度 埼玉県学校状況歯科保健状況調査 (さいたま市を含む)

	一人平均DMF保有数	永久歯 処置歯率
小学校	0.43本	81.4%
中学校	1.47本	77.3%

##### <対策>

- ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達の段階・障害等に応じた指導計画を作成する。
- イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷防止等、児童生徒の多様な課題に即した内容とする。
- ウ 歯・口の健康つくりについては、「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康つくり」（文部科学省 平成17年3月）を活用する。

#### 評価

- 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康つくりの実践はできたか。
- CO（要観察歯）・GO（歯周疾患要観察者）の児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- 保護者や関係者との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

#### (5) 望ましい生活習慣づくり

##### <現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化が、夜型生活の低年齢化や朝食欠食といった食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの十数年にわたる長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身につけさせることが必要である。

### <対策>

- ア 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師などによる個別或いは集団による保健指導を実施する。
- イ 児童生徒の健康問題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

### 評価

- 定期健康診断などから児童生徒個々の健康状況を把握し、課題解決に向けて保健指導などの対応を行ったか。
- 校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った指導ができたか。

## 2 保健管理

学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒の健康の保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（疾病等の通知、保健指導、健康相談等）、特に配慮する児童生徒への適切な対応が必要である。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておくとともに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に実践できるよう支援体制を整備しておく。

### (1) 心身の管理

#### <現状と課題>

児童生徒の健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報の保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

#### <対策>

##### ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

- 自己の健康状態を理解させ、発育発達に関心をもたせることのできる健康診断実施計画を作成する。また、計画の作成については学校医・学校歯科医等と十分に連携を図る。
- 「学校保健ハンドブック」（埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会 平成16年3月）や「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」（日本学校保健会 平成18年3月）を活用し、職員会議や研修会等で担任を中心に全教職員でかかる健康診断の意義や事後措置について共通理解を図る。
- 小・中学校の結核対策については、「定期健康診断における結核健診マニュアル（日本学校保健会 平成15年2月）」をもとに、適切な対応をする。

##### イ 学校感染症の予防

感染症の予防には、感染源対策、感染経路対策、感受性のある人への対策の3要素が重要である。

- 感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察の徹底、出席停止の措置等を行う。
  - 感染経路対策としては、手洗いの励行や咳エチケット、おう吐物などの適正な処理、臨時休業措置等が重要である。
  - 感受性のある人への対策としては、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いの励行など個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が重要である。
- さらには日ごろより教職員に対する感染症の研修を行い、感染症発生時の役割分担の確認を行うことが必要である。

#### **ウ 危機管理体制の整備**

けがや事故の発生時および、各学校で想定される危機管理事案（結核、麻疹、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など）を例示し、それらが発生（休日、夜間を含む。）した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

#### **エ 心身の健康問題を抱える児童生徒への支援体制の工夫**

- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員による校内の支援体制を整備する。
- 健康相談を充実させるために、児童生徒の言動から、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 非常災害時における子どもの心身の健康問題に適切な対応をするために「子どもの心のケアのために—震災や事件・事故発生時を中心に—（文部科学省 平成22年7月）」を活用する。

#### **評 価**

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。    |
| <input type="checkbox"/> 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒の心身の健康づくりが推進できたか。 |
| <input type="checkbox"/> 感染症予防対策が取られているか。                    |
| <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。       |
| <input type="checkbox"/> 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。    |

## **(2) 学校環境衛生活動の推進**

### **<現状と課題>**

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医、学校薬剤師を含む）が、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査の実施することと定期及び臨時に検査の結果に関する記録について検査の日から5年間保管することが義務づけられた。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存する必要がある。

## <対策>

### ア 学校環境衛生活動の実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、気候や学校行事を考慮し、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

### イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常検査、臨時検査に分けられる。日常点検は校務分掌等に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時など適切な時に、主として感覚的にその点検をし、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようにする。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

### ウ 教室等の環境

机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル（平成15年3月 埼玉県教育委員会）」を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒がいる場合は、保護者と相談・協議し、相互に共通認識をもって、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

### エ 飲料水の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

### 評 価

- 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- 挥発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。（化学物質に過敏に反応する児童のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。）

### 3 組織活動（学校保健委員会）

#### ＜現状と課題＞

複雑化、多様化している子どもの現代的な健康問題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識を持ち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は健康課題をテーマにして学校関係者が研究協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織である。委員会を通して校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関との連携を図り活性化を図る。さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが効果的であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

埼玉県は 小・中・高等学校とも 100% 設置されているが、開催していない学校や年1回のみの開催が多く、その内容の質的な向上が課題である。（「平成22年度埼玉県健康教育実践状況調査」より）

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけではなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置づけを明確化し、先進的な取り組みを進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。

（中央教育審議会答申 平成 20 年 1 月 17 日）

#### ＜対策＞

- ア 保健主事を中心に養護教諭・保健部員の協力のもとに学校保健計画に基づき、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- イ 事前にアンケート調査等から学校の実態を把握し「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

#### 評価

- 学校の実態にあったテーマとなっているか。
- 計画に基づき共通理解をして実施しているか。
- 学校保健委員会の事後に課題解決のために具体的に活動できたか。
- 委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者に啓発したか。
- 「保健主事の手引き(三訂版)」(日本学校保健会 平成 16 年 2 月)を活用しているか。
- 「保健主事のための実務ハンドブック(文部科学省 平成 22 年 3 月)を活用しているか。

## <実践事例> 保健学習・学習指導案

### 保健体育科（保健分野）学習指導案

平成22年9月22日（火）第5時限 教室  
第3学年1組 男子20名 女子19名  
熊谷市立三尻中学校 教諭 根本 恵美子

- 1 単元名 「健康な生活と疾病の予防」  
ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 (イ) 飲酒と健康
- 2 単元について  
本単元は、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因になること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることを理解させることをねらいとしている。喫煙・飲酒・薬物乱用と健康については、生徒自身の健康や生命を守ることにつながるため、専門的知識を有する養護教諭とティームティーチングを行うことによって、より正しい理解と判断力を身につけさせ、日常的に健康的な生活を心がけることが大切であることを理解させたい。
- 3 生徒の実態  
(1) 一般的な生徒の実態  
本校の生徒は、全体的に明るく元気な生徒が多く、行事などに対して意欲的に取り組む姿も見られる。3年生においては、部活動を引退した後も自主的に運動をするなど、運動に関する興味・関心が高い生徒が多いが、夏休みから本格的に学習に力を入れはじめた生徒も増加し、体育の授業が唯一の体育的活動の場という生徒もいる。  
また、保健指導を各学年ごとに計画的に行っていることもあり、健康に対する意識も次第に向上してきた。さらに、昨年度から体力向上の取り組みをしていることもあり、生活を見直していくという意識も高まっている。
- (2) 本単元に関わる生徒の実態  
ア 関心・意欲・態度に関して  
健康に関して関心の高い生徒とそうでない生徒の差があるが、自分のことに置き換えて考えることのできる生徒が多い。喫煙や飲酒については興味関心が高くなってくる年齢にさしかかっていることもあり、意欲的に取り組むと思われる。  
イ 思考・判断に関して  
ノートにまとめたり、自分の日常生活に生かそうと考えることのできる生徒が少しずつ増えている。  
ウ 知識・理解に関して  
小学校の時に取り扱っている内容なので、一般的な知識として理解している生徒が多い。
- (3) 喫煙・飲酒・薬物乱用に関わる実態  
規制があるとはいっても、たばこや酒はスーパー・コンビニ、自動販売機などで簡単に手に入れることができ、また、身近な家族が喫煙や飲酒をしている生徒が多いことからも、それらについては将来、手にする機会が多いといえる。薬物については、別の世界の話のように感じている生徒が多い。
- 4 教師の指導観  
自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を育成することが保健学習において大切である。特に中学校では、正しい知識を身につけると共に、その知識を生涯において適切に生かせるための判断力と実践力を養うことが必要である。そのために、自らの課題を見つけ自ら解決する力を身につけることの重要性を伝えたい。  
そこで、体験などを通して興味、関心を高め、視聴覚教材を活用して知的的理解を促すとともに、生徒が主体的に活動できるような工夫をしていきたい。
- (1) 学習方法の工夫  
ア 自ら学び、考えていく力を育成していくために、課題解決学習を取り入れる。  
イ 活発な意見交換をし、課題を見つけていくために、ブレインストーミングを取り入れる。  
ウ コミュニケーション能力を高めるためにグループでの話し合いを取り入れる。  
エ 興味関心を高め、より理解させるために、実習、実験を取り入れる。  
オ 具体的理解につなげるために、視聴覚教材を活用する。
- (2) 評価方法の工夫  
ア 生徒のノートやワークシート等をもとに、生徒の状態を知り、次時に生かしていく。  
イ 机間支援等により、生徒理解について把握し、個に応じたアドバイスをしていく。
- 5 単元の目標  
(1) 健康な生活と疾病の予防について関心をもち、学習活動に意欲的に取り組むことができるようとする。  
【関心・意欲・態度】  
(2) 健康な生活と疾病の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、科学的に考え、判断し、それらを表すことができるようとする。  
【思考・判断】  
(3) 健康な生活と疾病の予防について、課題の解決に役立つ基礎的な事項及びそれらと生活とのかかわりを理解することができるようとする。  
【知識・理解】

## 6 評価規準

単元の評価規準		学習活動に即した評価規準
関心 ・ 意欲 ・ 態度	健康な生活と疾病の予防について、関心をもち、学習活動に意欲的に取り組もうとしている。	①喫煙・飲酒・薬物乱用と健康について、健康に関する資料や教科書等を見たり、自分たちの生活を振り返ったりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 ②喫煙・飲酒・薬物乱用と健康について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。
思考 ・ 判断	健康な生活と疾病の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、科学的に考え、判断し、それらを表している。	①喫煙・飲酒・薬物乱用と健康について、健康に関する資料や教科書等で調べたことを基に課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、これらを説明している。 ②喫煙・飲酒・薬物乱用と健康について、学習したこと自分たちの生活や事例などと比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。
知識 ・ 理解	健康の成り立ちと疾病の発生要因、生活行動・生活習慣と健康、喫煙・飲酒・薬物乱用と健康、感染症の予防、保健・医療機関や医薬品の有効利用、個人の健康を守る社会の取組について、課題の解決に役立つ基礎的な事項及びそれらと生活とのかかわりを理解している。	①喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与える、健康を損なう原因となることについて言ったり書き出したりしている。 ②喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて言ったり、書き出したりしている。

## 7 単元の指導と評価の計画（全4時間）本時は○印

時	学習のねらい・活動	関・意・態	思・判	知・理	評価方法
1	<p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙と健康について、健康に関する資料や教科書等を見たり、自分たちの生活を振り返ったりするなどの学習活動に意欲的に取り組むことができる。【関心意欲態度】</li> <li>・喫煙は、心身に様々な影響を与える、健康を損なう原因となることについて言ったり書き出したりできる。 【知識・理解】</li> </ul> <p>II 学習活動</p> <p>1 喫煙は、心身に様々な影響を与えることについて理解する。</p> <p>(1)たばこ1本分の汚れを見る。 (2)たばこの煙の有害物質について説明を受ける。 (3)心身に及ぼす影響について教科書の資料を基に考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>—指導すべき内容—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること</li> <li>・それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れること</li> </ul> </div> <p>2 喫煙は、健康を損なう原因となることについて理解する。</p> <p>(1)たばこを吸い続けるのはなぜか。また、長い間続けるとどのような影響があるのかについて説明を受ける。 (2)未成年の喫煙はなぜ法律で禁止されていることについて、話し合いをする。 (3)未成年の喫煙が健康に及ぼす影響について教科書の資料を基に説明を受ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>—指導すべき内容—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など様々な病気を起こしやすくなること</li> <li>・特に未成年の喫煙は、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用により依存症になりやすいこと</li> </ul> </div> <p>3 本時のまとめをする。</p>	①			発言 ワークシート
②	<p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒と健康について、学習したことを自分たちの生活や事例などと比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明することができる。 【思考・判断】</li> <li>・飲酒は、心身に様々な影響を与える、健康を損なう原因となることについて言ったり書き出したりできる。 【知識・理解】</li> </ul> <p>II 学習活動</p> <p>1 飲酒は、心身に様々な影響を与えることについて理解する。</p>	①			観察 ワークシート
				①	観察 ワークシート

	<p>(1)アルコールパッチテストを行う。      (2)飲酒をすると人はどのようになるかについて、班でブレインストーミングを行い、自分の考えを発表し合う。      (3)飲酒による急性影響について説明を受ける。      (4)アルコールパッチテストの結果を調べてみる。</p> <p>—指導すべき内容—      •エチルアルコールが中枢神経の働きを低下させ、思考力や自制力を低下させたり、運動障害を引き起こしたりすること      •急激に大量の飲酒をすると急性中毒を起こし意識障害や死に至ることもあること</p> <p>2 飲酒は、健康を損なう原因となることについて理解する。      (1)飲酒による健康を損なう原因の説明を受ける。      (2)飲酒による慢性影響について説明を受ける。</p> <p>3 未成年の飲酒が健康に及ぼす影響について理解する。      (1)未成年の飲酒について話し合う。      (2)未成年の飲酒が健康に及ぼす影響について教科書の資料を基に説明を受ける。</p> <p>—指導すべき内容—      •常習的な飲酒により、肝臓病や脳の病気など様々な病気を起こしやすくなること      •特に未成年の飲酒は、身体に大きな影響を及ぼし、エチルアルコールの作用により依存症になりやすいこと</p> <p>4 学んだことを基に、飲酒と健康についての理解を深める。      (1)学んだことを基に「若いうちから酒になれておいた方がよい」という意見に対して反対論をワークシートに記入する。</p> <p>5 本時のまとめをする。</p>				
3	<p>I ねらい      •薬物乱用と健康について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組むことができる。      【思考・判断】      •薬物乱用は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることについて言ったり書き出したりできる。      【知識・理解】</p> <p>II 学習活動      1 薬物乱用と薬物依存について説明を受ける。      2 薬物乱用は、心身に様々な影響を与えることを理解する。</p> <p>—指導すべき内容—      •覚せい剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい錯乱状態や急死などを引き起こすこと      •薬物の乱用により依存症が現れ中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が現れること</p> <p>3 薬物乱用は、健康を損なう原因となることを理解する。      (1)新聞記事を活用し、薬物乱用は社会にどんな悪影響を及ぼすのか考えさせる。</p> <p>—指導すべき内容—      •薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格形成を阻害すること      •薬物乱用は、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、性的非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこと</p> <p>4 本時のまとめをする。</p>				
4	<p>I ねらい      •喫煙・飲酒・薬物乱用と健康について、健康に関する資料や教科書等で調べたことを基に課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、これらを説明することができる。      【思考・判断】      •喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて言ったり、書き出したりできる。      【知識・理解】</p> <p>II 学習活動      1 喫煙・飲酒・薬物乱用などきっかけは、個人の心理状態や人間関係が影響することについて説明を受ける。      2 喫煙・飲酒・薬物乱用などきっかけは、友人や家族などの身近な人たちといった社会的な影響が多いことについて</p>				

	<p>確認し、広告分析を基に広告・宣伝についての影響について考える。</p> <p>3 知識や考え方を身につけたり、対処法について考えたり、練習により対処法を身につけたりすることが大切であるとの説明を受ける。</p> <p>—指導すべき内容—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること</li> </ul> <p>4 本時のまとめをする。</p>				模造紙 観察ワークシート
			(2)		

## 8 本時の学習と指導（2／4）

### (1) ねらい

- ・飲酒と健康について、学習したことを自分たちの生活や事例などと比較したり、関係を見付けたりなどして、筋道を立ててそれらを説明することができる。 【思考・判断】
- ・飲酒は、心身に様々な影響を与えること、健康を損なう原因となることについて言ったり、書き出したりすることができる。 【知識・理解】

### (2) 準備

エチルアルコールをしみこませた脱脂綿、テープ、模造紙、付箋紙、マジックペン、パソコン、プロジェクター、酒に漬けたレバー、レバー、ワークシート

### (3) 展開（2／4）

時間	学習内容・活動	指導上の留意点及び評価（指導○ 評価◆）
導入 5分	<p>1 広告あてゲームを行う。</p> <p>2 本時のねらいを知る。</p> <p>飲酒と健康について考えよう</p> <p>3 アルコールパッチテストを行う。</p> <p>(1) エチルアルコールを染み込ませた脱脂綿を肘の内側に貼り、そのままにしておく。</p>	<p>○ 酒の広告を用意し、何の広告かを当てさせる。 (調子のよい言葉、有名人の登場、健康的なことをPR、特定の印象（さわやか・リラックス）を与える風景等)</p> <p>○ アルコールパッチテストの仕方を説明する。 (皮膚の弱いところに貼らせる。)</p> <p>○ 脱脂綿とテープ、ゴミ入れを配布する。</p>
展開 35分	<p>4 飲酒は、心身に様々な影響を与えることについて理解する。（急性影響について）</p> <p>Q1 飲酒をすると人はどのようになるだろうか？</p> <p>(1) ブレインストーミングを行い、自分の考えを発表し合う。 (予想される反応)</p> <p>・酔っぱらう ・ろれつが回らない ・ふらふらする ・気が大きくなる ・笑い上戸になる・吐き気がする ・理性が失われる・意識がはっきりしない 等</p> <p>(2) 出された意見を発表する。</p> <p>(3) エチルアルコールが中枢神経の働きを低下させ、思考力や自制力を低下させたり、運動障害を引き起こしたりすることの説明を受ける。</p> <p>(4) 急激に大量の飲酒をすると急性中毒を起こし意識障害や死に至ることもあることの説明を受ける。</p> <p>(5) アルコールパッチテストの結果を調べてみる。</p> <p>—指導すべき内容—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エチルアルコールが中枢神経の働きを低下させ、思考力や自制力を低下させたり、運動障害を引き起こしたりすること</li> <li>・急激に大量の飲酒をすると急性中毒を起こし意識障害や死に至ることもあること</li> </ul>	<p>○ ブレインストーミングの仕方を理解させる。</p> <p>○ 付箋とマジックを用意し、出された意見を付箋に書かせる。</p> <p>○ 一番多く意見が出た班から順に発表させ、二番目の班からは、前の班にはない意見を発表させる。</p> <p>○ 出された意見を、身体・心・その他に分類し、エチルアルコールが中枢神経の働きを低下させ、思考力や自制力を低下させたり、運動障害を引き起こしたりすること説明する。</p> <p>○ アルコールパッチテストについて以下のことを説明する。</p> <p>・酒に弱い体質の人はアルコールの影響を受けやすく、急性アルコール中毒にもかかりやすいので、将来無理に飲まないようにする。</p> <p>・酒に強い体質の人も一度に大量に飲酒すると急性アルコール中毒になる。また、長期にわたる過度の飲酒で健康を害する危険性が高い。</p> 

	<p>5 飲酒は、健康を損なう原因となることについて理解する。(慢性影響について)</p> <p><b>Q2 長期にわたる過度の飲酒は、どのような害をもたらすだろうか?</b></p> <p>(1) レバーにアルコールを注射したものとそのままのものを比較し、アルコールが臓器に与える影響について考える。  (2) 常習的な飲酒により、肝臓病や脳の病気など様々な病気を起こしやすくすることの説明を受ける。  (3) アルコール依存症について、説明を受ける。</p> <p>6 未成年の飲酒が健康に及ぼす影響について理解する。</p> <p><b>Q3 未成年の飲酒が禁止されているのは何故だろうか?</b></p> <p>(1) 未成年の飲酒はなぜ法律で禁止されているのかについて意見を出し合う。  (2) 未成年の飲酒が健康に及ぼす影響について、教科書の資料を基に説明を受ける。</p> <p>—指導すべき内容—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常習的な飲酒により、肝臓病や脳の病気など様々な病気を起こしやすくすること</li> <li>・特に未成年の飲酒は、身体に大きな影響を及ぼし、エチルアルコールの作用により依存症になりやすいうこと</li> </ul> <p>7 学んだことを基にワークシートを作成する。</p> <p><b>Q4 「若いうちから酒になれておいた方がよい」という意見に対して反論を書いてみよう。</b></p> <p>(1) 反論をワークシートに記入する。  (2) 意見を発表する。</p> 	<p>○レバーにアルコールを注射したものとそのままのものの違いを見せ、アルコールが臓器に与える影響についてイメージさせる。</p> <p>○教科書の資料や口絵を示し、長期にわたる飲酒は、脳や肝臓、胃、すい臓などに障害を引き起こすことを説明する。</p> <p>○アルコールには依存性があり、過度の飲酒を続けているとアルコール依存症になってしまうことや、依存症になると生活に支障をきたし、ついには人格障害に至ることもあることの説明をする。</p> <p>◆飲酒と健康について、学習したことを自分たちの生活や事例などと比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。  【思考・判断】</p> <p>【努力を要すると判断できる状況（C）の生徒への手だて（支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前時のたばこの害の授業を想起させ、自分たちの生活に当てはめて考えさせるヒントを与える。</li> </ul> <p>○未成年から飲酒を始めると、脳をはじめとする様々な気管に障害が起こり易いだけでなく、依存症になりやすくなることを説明する。</p> <p>◆飲酒と健康について、学習したことを自分たちの生活や事例などと比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。  【思考・判断】</p> <p>【努力を要すると判断できる状況（C）の生徒への手だて（支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板書を確認させたり、個別に学習カードで学習を振り返らせたりする。</li> </ul> <p>○本時で学んだことを基にワークシートを記入させる。  ◆飲酒は、心身に様々な影響を与えること、健康を損なう原因となることについて言ったり、書き出したりしている。  【知識・理解】</p> <p>【努力を要すると判断できる状況（C）の生徒への手だて（支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板書を確認させたり、個別に学習カードで学習を振り返らせたりする。</li> </ul> <p>○今日の授業を振り返り、飲酒と健康について確認する。</p>
まとめ 10分	<p>8 本時のまとめをする。</p> <p>(1) ワークシートに本時のまとめを行う。  (2) 教師の話を聞く。</p> <p>飲酒については、心身に様々な影響を与えること、健康を損なう原因となること、特に未成年者の飲酒については、身体に大きな影響を及ぼし、依存症になりやすいこと等、本時を振り返る。</p>	<p>○本時で学んだことを基にワークシートを記入させる。  ◆飲酒は、心身に様々な影響を与えること、健康を損なう原因となることについて言ったり、書き出したりしている。  【知識・理解】</p> <p>【努力を要すると判断できる状況（C）の生徒への手だて（支援）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板書を確認させたり、個別に学習カードで学習を振り返らせたりする。</li> </ul> <p>○今日の授業を振り返り、飲酒と健康について確認する。</p>

## II 学校安全の推進

### 1 学校安全推進のために

#### (1) 学校安全のねらい・構造・活動・領域

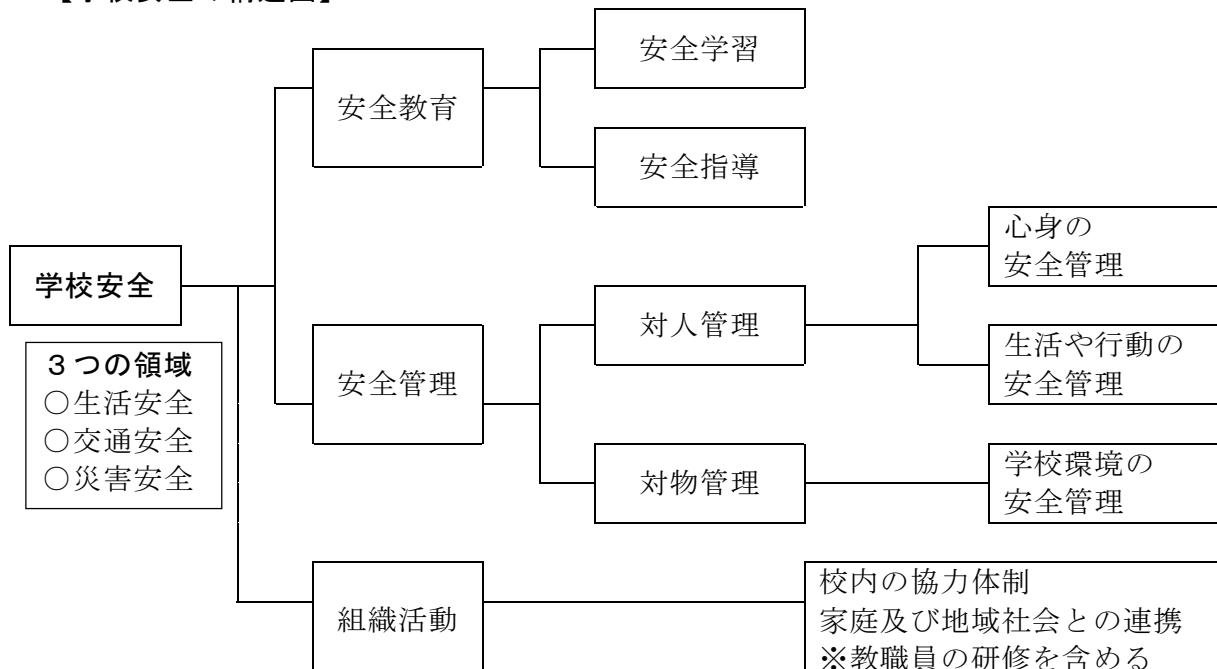
##### ア 学校安全のねらい

児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、

自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する  
積極的に安全な環境づくりができるようにすること

##### イ 学校安全の構造

【学校安全の構造図】



##### ウ 学校安全の3つの活動

###### (ア) 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項の実践的な理解、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目指して行われるものである。

###### (イ) 安全管理

児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立する。

###### (ウ) 組織活動

安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための役割をもつ活動である。

学校安全に係る教職員等の研修を含めて計画する。

##### エ 学校安全の3つの領域

###### (ア) 生活安全・・・防犯を含む、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱う。

###### (イ) 交通安全・・・様々な交通場面における危険と安全が含まれる。

###### (ウ) 災害安全・・・地震などの自然災害、火災なども含む。

## (2) 安全教育

### ア 安全教育の構造

- 安全学習と安全指導で構成される。

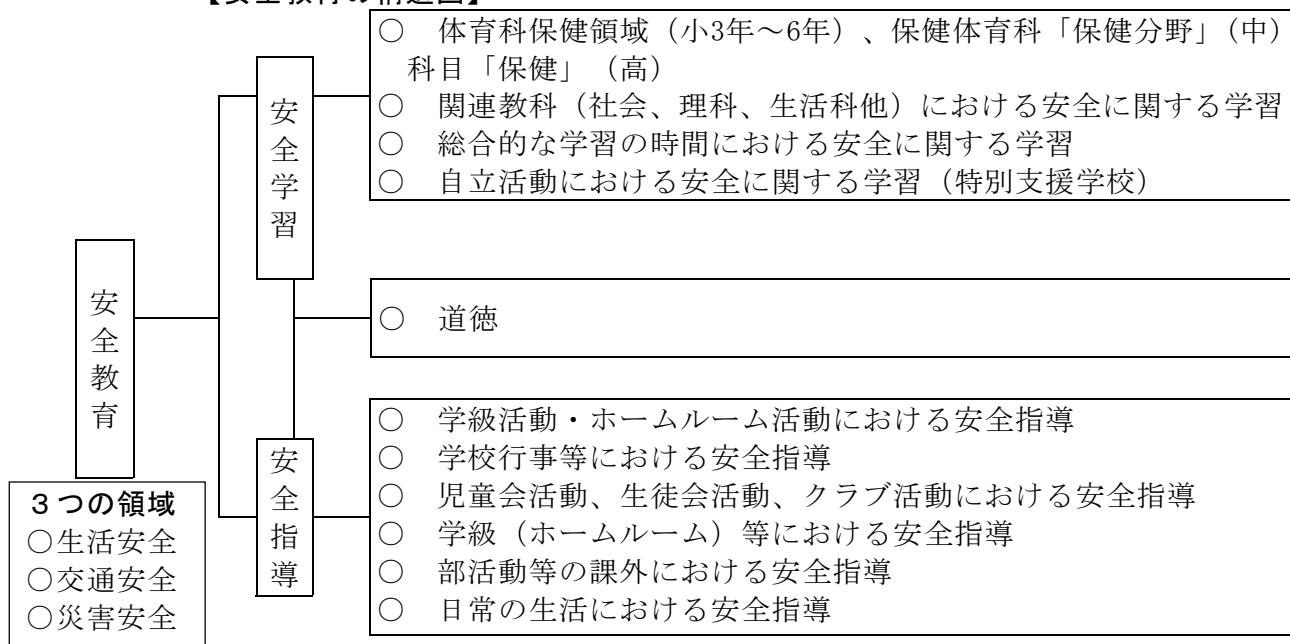
[安全学習] 各教科等の学習の中で行われる。

安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることにより、安全について適切な意志決定ができるようとする。

[安全指導] 主として特別活動において行われる。

当面する安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには、望ましい習慣の形成を目指す。

### 【安全教育の構造図】



### イ 安全教育の内容

#### (ア) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

#### (危険の理解と安全確保)

- (ア) 学校生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険
- (イ) 運動会、校内競技会等の体育的行事における危険
- (ウ) 遠足・旅行等、勤労生産・奉仕的行事等における危険
- (エ) 登下校時、家庭生活などにおける危険
- (オ) 事故発生時の通報と応急手当
- (カ) 誘拐、傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- (キ) 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

#### (イ) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。また、道路交通法の改正による「交通の方法に関する教則」の徹底を図る。

#### (危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- (ウ) 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- (エ) 交通法規の正しい理解と遵守

#### (ウ) 災害安全（防災）に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようとする。

##### （危険の理解と安全な行動の仕方）

- (ア) 火災発生時における危険
- (イ) 地震・津波発生時における危険
- (ウ) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険
- (エ) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (オ) 災害に対する備えについての理解
- (カ) 地域の防災活動の理解と積極的な参加
- (キ) 災害時における心のケア

### (3) 安全管理

#### ア 安全管理の留意事項

学校における安全確保は、安全教育と安全管理の一体的な活動・展開によってはじめて成立するものである。

- 安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。
  - ・ 安全管理における環境整備は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。
  - ・ 校長をはじめとする教職員の安全管理に、児童生徒が適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

#### イ 安全管理の内容

##### (ア) 学校環境の安全管理

- 安全点検（定期・臨時・日常）の実施と事後の措置（改善）
  - ・ 校舎内、外の安全管理
  - ・ 災害に備えた安全管理
  - ・ 防犯に関する安全管理

##### (イ) 学校生活の安全管理

- 事故の発生状況や関連要員等の把握
- 行動や場所の規制
- 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

##### (ウ) 通学の安全管理

- 通学路の設定と安全確保
- 安全な通学方法の策定と実施
- 地域ぐるみで見守る体制整備と情報の共有

##### (イ) 事件・事故災害発生時の安全管理（危機管理）

- 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制整備と適切な対応・措置
  - 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時等の安全措置
- ※危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成

### (4) 組織活動

#### ア 校内の体制づくり

##### (ア) 協力体制

- 校務分掌、校内規程等における、教職員の役割分担と責任の明確化

##### (イ) 教職員の共通理解と研修

- 事故防止や危機管理マニュアル等、学校安全に関する教職員の確かな共通理解
- 教職員の安全に関する知識・技能を向上させるための研修の計画と実施

#### イ 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携

##### (ア) 家庭・PTAとの連携

- 学校での指導の定着・深化のための情報発信と家庭の実態・意識等の情報収集
- P T Aとの協同による安全に関する行事やパトロール等の取組の推進

(イ) 地域社会や関係機関等との連携

- 日常からの相互の連絡
- 各種行事等の実施における協力や情報提供

・・・ P T A、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。・・・

【平成20年1月17日 中央教育審議会答申 「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について】から

### 学校安全の根拠法令

○ 学校保健安全法（平成21年4月1日施行）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、（中略）、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

#### 第三章 学校安全

- |      |  |
|------|--|
| 第26条 | <u>・学校安全に関する学校の設置者の責務</u>                            |
| 第27条 | <u>・学校安全計画の策定等</u><br>※安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定 |
| 第28条 | <u>・学校環境の安全の確保</u>                                   |
| 第29条 | <u>・危険等発生時対処要領の作成等</u><br>※いわゆる危機管理マニュアルの作成          |
| 第30条 | <u>・地域の関係機関等との連携</u>                                 |

○ 学校保健安全法施行規則（平成21年4月1日施行）

#### 第六章 安全点検等

- |      |  |
|------|--|
| 第28条 | <u>・安全点検</u><br>※毎学期1回以上の安全点検の実施<br>※必要があるとき、臨時の安全点検の実施（第2項） |
| 第29条 | <u>・日常における環境の安全</u><br>※日常的な（安全）点検の実施                        |

○ 学習指導要領（小、中学校：平成20年3月告示 高等学校：平成21年3月告示）

#### 小学校学習指導要領

##### 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3

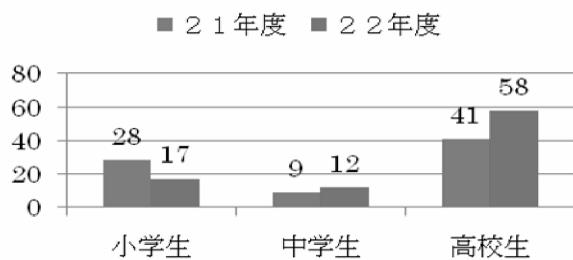
学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に…（中略）…安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実現を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

（「中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3」及び「高等学校学習指導要領 第1款 教育課程編成の一般方針 3」で同様の規定）

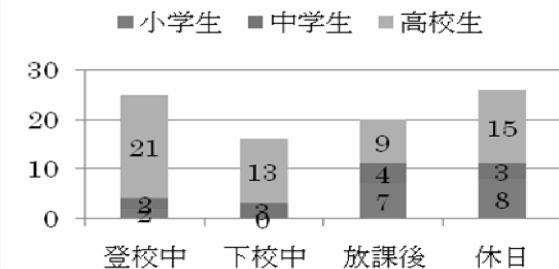
## 2 交通安全教育

### (1) 現状

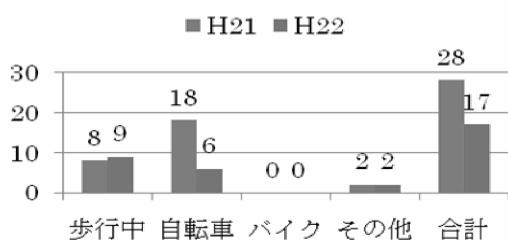
交通事故発生状況（校種別）



22年度 交通事故発生状況時間帯別



小学生の交通事故

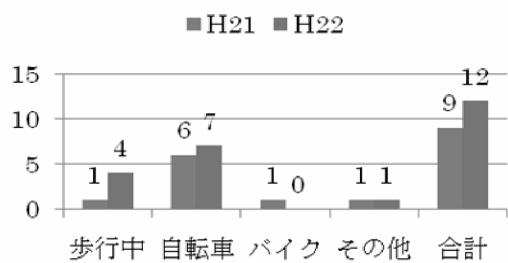


ア 交通事故発生状況（平成23年2月28日現在）  
<小学生>

事故件数の総数は平成21年度比較で増加。特に自転車乗車時の事故は、平成21年度比較で、65%を超える減少率であった。

交通事故発生状況の時間帯別状況では、放課後（帰宅後）に7件、休日に8件と管理下外での事故発生が圧倒的に多い。死亡事故1件。

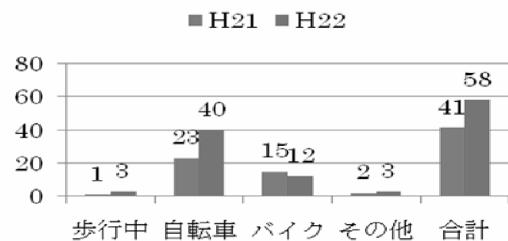
中学生の交通事故



事故件数の総数は、平成21年度比較で約12%増加であった。

事故総数に占める自転車乗車時の事故の割合は、依然として60%を超えており、発生状況の時間帯別状況では、放課後、休日の事故が、7件と管理下外での事故発生が多い傾向にある。

高校生の交通事故



<中学校>

事故件数の総数は、平成21年度比較で約40%増加した。特に自転車事故の割合は、依然として70%と高い。自転車乗車中の加害事故が3件報告されている。

死亡事故7件。バイク運転中3件、自転車乗車中3件、その他1件。

イ 交通安全指導実施状況（平成22年度学校健康教育実践状況調査）

〈朝の会・帰りの会・S H R等での指導〉 ○全ての学校で実施。

	小学校	中学校	高（全）	高（定）	特別支援
実施している	715	367	143	34	38
実施していない	0	0	0	0	0

〈学級活動・ホームルームでの年間指導時数〉 ●実施○の学校あり

	小学校	中学校	高（全）	高（定）	特別支援
0時間	2	3	16	4	1

〈学年行事・学校行事での年間の指導回数〉◎全ての学校で行事への位置付け。

	小学校	中学校	高(全)	高(定)	特別支援
1回	143	95	64	19	19
2回	94	71	20	7	6
3回以上	478	201	59	8	13

## (2) 課題

### ア 自転車事故防止

- 自転車は、軽車両であり、車両運転者となることの自覚。

(たかが自転車、自分は大丈夫の意識改革)

### ○ 加害交通事故防止の徹底

(刑事上責任、民事上責任、道義的責任の発生)

### イ 安全行動の実践化

#### ○ 一時停止と安全確認

「交通事故防止 5つの行動」の徹底

### ウ 危険予測・危険回避能力の向上

- 安全行動につながる「〇〇かもしれない」という意識と気づいた危険を回避する実践力の向上

## (3) 対策

### ア 学年・発達の段階に応じた系統性のある指導計画の作成と指導時間の確保

- 基本的な交通ルール・マナー遵守の徹底
- 具体的指導内容の見直し

### イ 交通安全教育の効果的指導方法の工夫・改善

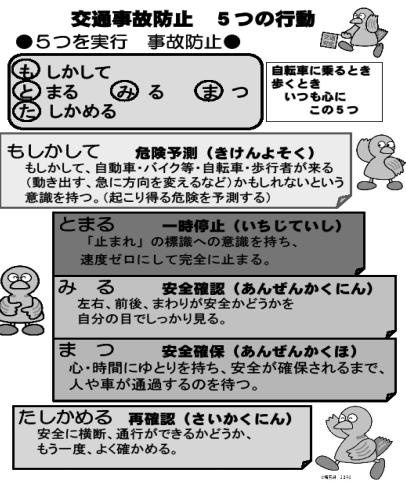
- 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習の導入  
「安全教育指導資料」の活用(平成22年3月埼玉県教育委員会)
- 身近な事故例(事故箇所)や交通事故データ等を活用した指導
- 家庭と交通安全意識を共有するための、保護者参加による交通安全教室等の実施
- 交通指導員や警察署員等のゲストティーチャーの活用

### ウ 学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力した指導の実施

- 児童生徒や地域の目に見える形、方法による継続的、(必要に応じた)臨時的な指導の実施

## 評価

- 交通安全指導が、学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。
  - 学級活動・LHRの時間の指導が計画的に行われているか。
  - 登校時、SHR等に、継続した交通安全指導が実施されているか。
- 体験を重視し、訓練や実習を取り入れた指導の工夫がされているか。
- 家庭・地域社会と連携するための情報発信(学校便り等)をするとともに協力要請を行っているか。
  - 保護者参加による交通安全教室等を実施できたか。
  - 市町村関係課、警察署と連携した取組を行っているか。
  - 実態、状況に応じ、校外指導等「目に見える」指導を定期的、臨時的に行っていているか。



### 3 防犯教育

#### (1) 現状

##### 不審者被害（脅迫・爆破予告を含む）の内訳

(平成23年2月28日現在)

校種	小学校		中学校		高等学校		合計		
項目	年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
学校侵入	0	0	1	0	1	0	2	0	0
通り魔（猥褻を含む）	5	0	3	1	1	3	9	4	
連れ去り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脅迫・爆破予告等	2	1	2	1	1	3	5	5	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		7	1	6	2	3	6	16	9

※特別支援学校児童生徒は、該当する校種に含める。

- 昨年度比で、7件（約44%）の減少。減少傾向が継続している。
- 被害報告は減少しているものの、依然として発生している。

#### (2) 課題

- ア 児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるための指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ること。
- イ 教職員の危機管理意識を向上させ、危機管理体制を確立すること。

#### (3) 対策

##### ア 学校安全計画や年間指導計画の見直し

- (ア) 児童生徒の実態や発達の段階に応じた指導内容の選択。
  - (イ) 指導内容に応じた指導時間（一単位時間の指導、短時間での指導）の配当。
  - (ウ) 家庭・地域・関係機関と連携した防犯訓練等の計画（位置付け）と実施。
- イ 教職員研修の実施と家庭・地域社会及び警察等の関係機関と連携した取組の充実
- (ア) 教職員等の研修（防犯訓練を含む）の学校安全計画への位置付け。
  - (イ) 近隣の学校間（幼（保）・小・中・高等学校・特別支援学校等間）及び警察署等における情報の共有化ならびに情報交換体制の整備。
  - (ウ) 保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関と連携・協力による地域安全マップの見直しや防犯教室等の実施。
  - (エ) スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家（子どもひなんじょ）等」との連絡・協力体制の整備及び一層の連携強化。

#### 評価

##### 1 防犯に関する指導の実施

- 防犯（不審者対応を含めた）に関する指導が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。
- 家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練を実施したか。
- 地域安全マップの作成・見直しを行い、子どもや保護者、地域に周知したか。

## 2 不審者対応の危機管理体制の整備・確立

- 不審者対応の危機管理マニュアルの見直しを行ったか。
- 不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の体制は整備されているか。
  - ・校内の教職員や子どもへの情報伝達
  - ・児童生徒の安全確保
  - ・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
  - ・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
- 登下校時や校外学習時の緊急事態発生時に、「子ども 110 番の家（ひなんじょ）」や地域の人が、子どもの避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
- 緊急対応後の処理・措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。
- 危機管理体制が機能する教職員研修を実施したか。
  - ・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
- 不審者を早期に発見する体制を整備しているか。
  - ・「関係者以外立入禁止」の立て札や看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示
  - ・不審者との区別をするための来訪者の名札着用
  - ・来訪者への、教職員の積極的なあいさつ、声かけ（用件を聞く等）
  - ・敷地や校舎への動線を管理可能なものに限定するための、登下校時以外の門扉管理（門を閉める・施錠する等）
  - ・校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等についての定期的な点検・補修

## 3 情報収集・把握ができる体制の整備

- 不審者情報を共有する体制を整備したか。
  - ・校内での、教職員が情報共有する体制
  - ・近隣の学校（幼（保）・小・中・高校・特別支援学校）との情報共有ができる連絡体制  
**緊急時の対応に備えて**
  - ・警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制

## 4 登下校時の安全確保

- 通学路の安全点検を実施したか。（通学路指定の有無を問わず）
- 「子ども 110 番の家（ひなんじょ）」等の緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。
- スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする保護者や地域の方々等の協力によるパトロール等を実施しているか。

## 5 学校開放等における安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。

## 4 防 災 教 育

### (1) 現 状

#### ア 防災教育（防災指導）の実施状況

【学級活動やホームルームでの実施状況(避難訓練前後の指導を含む)】 複数回答可

校種 状況	小学校 (715校)	中学校 (367校)	高校 (全日制) (143校)	高校 (定時制) (34校)	特別支援 学校 (38校)
避難訓練の前後	704校	357校	137校	29校	32校
教科の中で	205校	58校	10校	1校	2校
HR活動	404校	170校	23校	11校	13校
その他	29校	17校	9校	1校	4校

#### イ 避難訓練の実施状況

○ 避難訓練は、すべての学校で年1回以上実施されている。

【避難訓練で実施している内容】 複数回答可

校種 状況	小学校 (715校)	中学校 (367校)	高校 (全日制) (143校)	高校 (定時制) (34校)	特別支援 学校 (38校)
避難	711校	363校	143校	33校	38校
救助袋等の降下訓練	148校	37校	94校	0校	6校
消火訓練	302校	160校	113校	15校	23校
救命訓練（講習）	156校	60校	32校	4校	9校
講話	539校	266校	114校	24校	23校
その他	78校	29校	32校	5校	13校

【ア、イともに平成22年度学校健康教育実践状況調査から】

#### ウ 消防署の協力を得て避難訓練を実施した学校

小学校 (715校)	中学校 (367校)	高校 (全日制) (143校)	高校 (定時制) (34校)	特別支援 学校 (38校)
526校	235校	137校	27校	36校

#### 避難訓練を実施する根拠

##### 【消防法施行令第4条第3項】

防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難訓練を定期的に実施しなければならない。

##### 【消防法施行規則第3条第10項】

防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

### (2) 課 題

ア 学校安全計画に基づく計画的な防災教育を実施すること。

イ 避難訓練の内容の充実を図ること。（年2回以上の実施）

ウ 地域・関係機関等との連携による防災教育の推進に努めること。

### (3) 対策

- ア(ア) 避難訓練の実施の時期は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全指導との関連を考慮して適切に設定する。
- (イ) 各教科等における、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）に関する防災学習の時間を年間指導計画に位置付けて、確実に実施する。  
その際、扱う時期と項目を一覧表にするなどして、発達段階に応じた系統的な指導の実施について配慮する。
- イ(ア) 訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、様々な場面を想定して実施する。
- (イ) 訓練実施後の検証、防災マニュアルの見直しを行い、改善策を講じる。

ウ 市（町村）の行政機関、消防署、地域自治会等の防災担当者等との連絡や連携した取組の実施等により、地域と密着した防災教育を進める。

※ 防災拠点校となっている県立学校においては、施設を災害要援護者向け緊急施設として十分活用できるよう、関係機関と日常の連携を図る。

### 防災拠点校（県立学校）一覧

合計38校

東部地区	西部地区	南部地区	北部地区
草加高等学校	所沢商業高等学校	浦和西高等学校	本庄高等学校
越谷北高等学校	松山女子高等学校	川口工業高等学校	鴻巣女子高等学校
久喜工業高等学校	玉川工業高等学校	川口高等学校	熊谷西高等学校
幸手商業高等学校	豊岡高等学校	大宮高等学校	進修館高等学校
羽生実業高等学校	和光高等学校	南稜高等学校	深谷商業高等学校
杉戸高等学校	川越工業高等学校	浦和北高等学校	
春日部高等学校	飯能高等学校	いずみ高等学校	
越ヶ谷高等学校	川越高等学校	浦和第一女子高等学校	
春日部女子高等学校	朝霞高等学校	上尾高等学校	
蓮田松韻高等学校	坂戸高等学校	蕨高等学校	
	新座柳瀬高等学校	岩槻商業高等学校	
	狭山経済高等学校		

### 評価

#### 1 避難訓練の実施

- 避難訓練では、授業中・休み時間等、異なった状況を想定して実施したか。
- 避難器具の使い方について訓練したか。
- 訓練後の検証、防災マニュアルの見直しを行ったか。
- 地域住民が避難してくることを想定した、避難所としての学校の対応についての訓練を実施したか。

#### 2 児童生徒の危機対応力

- 登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行ったか。
- 救急処置の方法について、発達段階に応じて指導しているか。
- 社会の一員として活動すること（ボランティアの精神等）について配慮した指導を行ったか。

#### 3 地域や関係機関との連携

- 市（町村）の行政機関、消防署、地域自治会等との連絡体制がとられているか。
- 地域住民に、学校の避難所（施設）の情報を発信しているか。
- 地域自治会の役員等と、避難住民の誘導等について協力を得られる体制を構築しているか。

## 5 安全管理の徹底

### (1) 現状

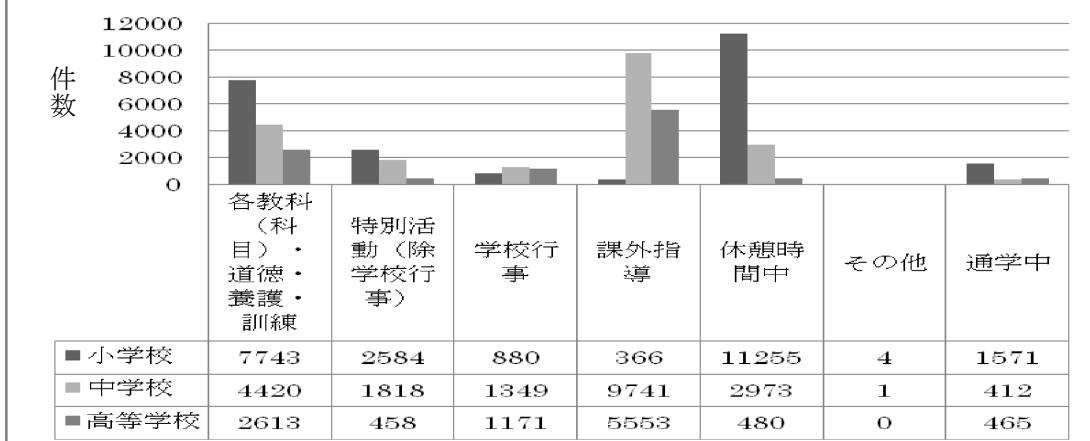
#### ア 学校生活の安全管理

##### ○ 学校における負傷等の事故発生状況

(平成 21 年度学校管理下の災害発生数)  
独立行政法人日本スポーツ振興センター

	事故割合が高いのは	体育・保健体育 (全件数に対する割合)	体育的部活動中 (全件数に対する割合)
小学校	①各教科の授業中 ②休憩時間中	26% (6,376/24,403(件))	
中学校	①課外指導 ②各教科の授業中	19% (3,940/ 20,734(件))	46% (9,504/ 20,734(件))
高等学校	①課外指導 ②各教科の授業中	23% (2,499/ 10,743(件))	51% (5,475/10,743(件))

### 負傷の場合別災害発生状況



#### イ 学校環境・通学の安全管理

##### ○ 安全点検の実施状況

(平成 22 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	安全点検 (定期・臨時・日常)	安全点検 (防犯の観点)	通学路点検 (小、中のみ)
小学校	715 校 (100%)	677 校 (95%)	715 校 (100%)
中学校	367 校 (100%)	347 校 (95%)	*342 校 (100%)
高等学校(全・定)	177 校 (100%)	154 校 (87%)	
特別支援学校	38 校 (100%)	30 校 (79%)	

\*通学路指定なしの中学校 25 校を除く

#### ウ 事件・事故災害発生時の安全管理

##### ○ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・見直し状況

(平成 22 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	作成済み (防災・防犯とも)	見直しの実施 (防災・防犯とも)	行事（訓練）終了の都度見直し (左：防災／右：防犯)
小学校	715 校 (100%)	715 校 (100%)	248 校(35%)／318 校(44%)
中学校	367 校 (100%)	367 校 (100%)	73 校(20%)／ 67 校(18%)
高等学校(全・定)	177 校 (100%)	177 校 (100%)	17 校(10%)／ 13 校( 7%)
特別支援学校	38 校 (100%)	38 校 (100%)	6 校(16%)／ 13 校(34%)

## (2) 課題

- ア 事故の未然防止  
(重点: 体育的活動(運動部活動を含む)及び休憩時間における運動遊び)
- イ 定期、臨時、及び日常点検の実施と迅速・適切な事後措置による環境整備
- ウ 通学手段に対応した安全管理の徹底
- エ 危機発生を前提とした組織づくりと救急及び緊急連絡体制の整備
- オ 教職員の危機管理意識の向上

## (3) 対策

- ア 各学校において事故発生の状況を把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に応じた安全管理を行う。
- イ 学校種、学校環境や地域の実情を考慮した安全点検票(対象や項目のチェックリスト)を作成し、教職員全員による安全点検を確実に実施し、事後の措置を適切に行う。  
また、防犯の観点からの安全点検を行う。
- ウ 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐にわたるので、計画的な(定期的、継続的)安全指導を行う。
- エ 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- オ 訓練等をもとに、定期的に検証する「危機管理マニュアル」の見直し・改善を行う。

### <危機管理マニュアル見直し・改善のポイント>

- 1 人事異動等による分担や組織の変更に対応しているか。
- 2 施設設備や通学路、児童生徒の状況変化はないか。
- 3 地域や関係機関等との連携に変更(連絡先、担当者等)はないか。
- 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練(卓上訓練)で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している項目はないか。

「学校の危機管理マニュアル－子どもを犯罪から守るために－」(文部科学省)から

## 評価

次の視点で安全管理の実施状況を評価する

- 1 安全管理の計画や体制
  - 安全管理に関するマニュアル等は適切に機能するように作成しているか。
- 2 学校生活の安全管理
  - 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全管理や安全指導に役立てているか。
- 3 学校環境の安全管理
  - 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。
- 4 通学路の安全管理
  - 通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、登下校時の安全確保をしているか。
- 5 事件・事故、災害発生時の安全管理
  - 危険等発生時の応急手当(救急)や通報、緊急連絡体制が確立されているか。
  - 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、研修や訓練を実施し、危機管理能力向上を図っているか。
  - 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。

# 学校事故と対応

## — 学校の危機管理 —

### 事前の危機管理(リスク・マネジメント)

危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぐ。  
児童・生徒はもちろん、教職員自身の安全も確保する。

### 事後の危機管理(クライシス・マネジメント)

万が一、事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処を行い、被害を最小限にとどめ、事後措置も怠らずに対応する。

### 防 止

事件・事故の  
発生を未然に防ぐ。

- 安全教育
- ・児童生徒の  
危機管理能力育成  
(知識理解、実践力等)

- 組織活動
- ・家庭・地域との連携  
・一体となつた危機管理  
体制づくり

### 事 故

事件・事故に  
即時に対応する

- 安全管理
- ・定期、臨時、日常  
の事後措置

- 教職員の研修
- ・訓練(実地・想定(卓上))  
・意識の共有と高揚  
・実践力の向上  
・危機管理マニュアル周知

### 回 复

事後の対応を行う  
とともに回復を図る

- 児童・生徒のケア  
(心のケアを含む)  
○関係機関等との連携
- 教育活動の再開  
○再開計画作成  
○人的・物的条件の整備
- 保護者への説明・報道対応  
○保護者会、記者会見等の  
企画  
○窓口一本化
- 事故報告等  
○事故報告書作成  
○必要に応じ  
災害共済給付申請

凡事徹底の積み重ね

一人一人の子どもを大切にする・生命を守る

### III 学校における食育の推進

朝食欠食や偏食などの食生活の乱れや、肥満及び痩身傾向などがみられ、生活習慣病との関係も指摘される中、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことができるよう、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることは極めて重要である。

食育は、埼玉県教育委員会が推進する「教育に関する3つの達成目標」の基盤となるものである。学校は、児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と連携しながら、教育課程に基づいた食育の実践・推進により、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることが大切である。

#### 1 食に関する指導の充実

食に関する指導は、児童生徒の望ましい食習慣を形成するとともに、好ましい人間関係の育成を図り、心身の健全な発達に資する。

特に、新しい学習指導要領を踏まえ、食に関する指導目標や内容を明確にし、教育活動全体を通して、全教職員で取り組む校内組織体制の整備が急務である。また栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かし、学校・家庭・地域が一体となり、三者が相互に連携しながら、計画的・継続的に行うことが重要である。

#### 2 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の生きた教材として活用し、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる。

こうしたことから、学校給食は、学校給食法の改訂を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。

#### 3 衛生管理の徹底

児童生徒に衛生的で安全な食事を提供することは、学校給食の根本である。

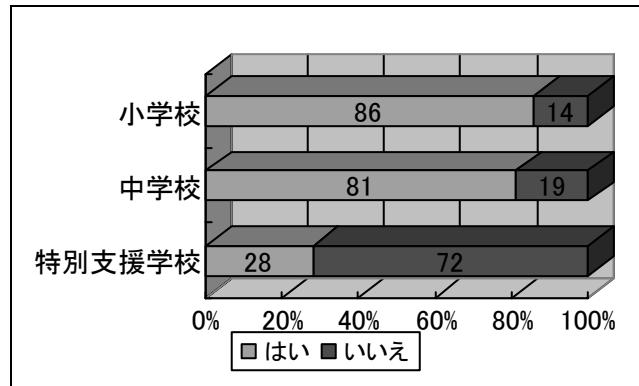
特に、学校等では、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

#### 1 食に関する指導の充実

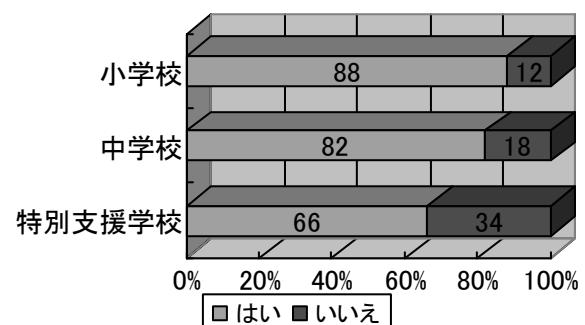
##### (1) 現状

食に関する指導を計画的・継続的に行い、全教職員で取り組む指導体制づくりの基盤となる「食に関する指導全体計画」の作成状況や、家庭・地域との連携を図るための取組状況などは、次のとおりである。

## 【食に関する指導全体計画】

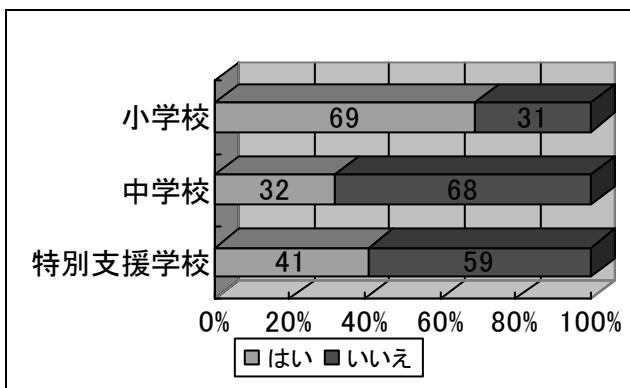


## 【食に関する・学校給食年間指導計画】

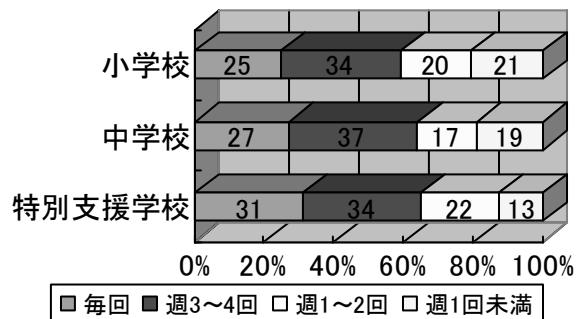


※ 「食に関する指導」の全体計画及び年間指導計画の作成・整備が必要である。

## 【教員と栄養教諭・学校栄養職員とのTT】

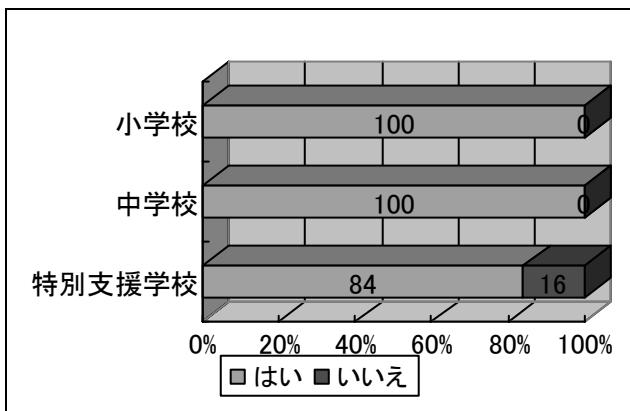


## 【地場産物を活用した給食の献立】

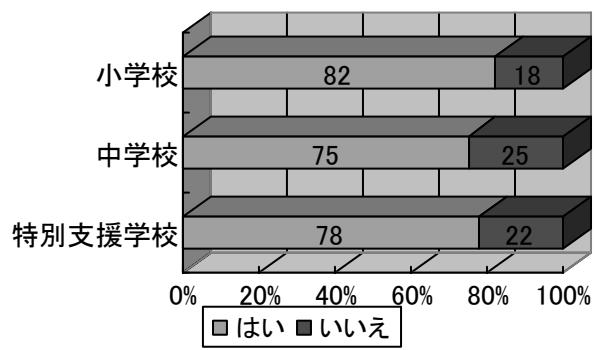


※ 給食を生きた教材とするなど、栄養教諭・学校栄養職員等とのTTによる質の高い授業実践が望まれる。

## 【朝食の大切さを保護者に説明】



## 【児童生徒、保護者への啓発】



※ 朝食摂取率を上げるには、家庭との連携が重要で、保護者への理解と協力を得られるまでの根気よく継続した取組が不可欠である。【グラフについては平成22年度学校健康教育実践状況調査から】

## (2) 課題

- ア 指導体制の整備
- イ 食に関する指導全体計画及び年間指導計画の作成
- ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画
- エ 家庭・地域との連携

### (3) 対策

#### ア 指導体制の整備

- 食に関する指導の校内研修を実施し、教職員の共通理解を図る。
- 校内の組織・体制を見直し、食育を推進する組織（委員会）を位置付ける。
- 校長のリーダーシップのもと、保健主事、給食主任など、学校内において教職員の中心となって食に関する指導を進める職員と、家庭科教諭、栄養教諭、学校栄養職員など、食に関する高い専門性を持った職員で構成する組織・体制をつくる。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコーディネーター役となるリーダーを選任する。

#### イ 全体計画及び年間指導計画の作成

- 学校や学年の食に関する指導の重点目標（6つ）を設定し、食育に関する取組を教育課程に位置付ける。
- 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるか明確にする。
- 学校給食を「生きた教材」として、各教科等における活用とその時期を明確にする。
- 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。

#### ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画

- 各教科等、教育活動全体を通して、栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かす機会を年間指導計画に位置付ける。
- 体験活動を重視し、地域の方をゲストティーチャーとするなど指導方法を工夫する。
- 授業だけでなく、指導計画の立案、授業後の評価まで担任と連携して行う。

#### エ 家庭・地域との連携

- 食育だより等、各種だよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通して啓発を継続的に行う。
- 食に関する指導の授業公開や地域の協力を得ながら進める親子体験活動等の工夫を図るなど、学校・家庭・地域の連携により食への意識や関心を高める食育活動を一層推進する。

#### 評価

次の視点で活動状況を評価する。

- 食に関する指導について、校内研修を開催することができたか。
- 食に関する指導を推進する組織・体制ができたか。
- 食に関する指導全体計画は作成できたか。
- 各教科等において食に関する指導が昨年以上に実施できたか。
- 教員と学校栄養職員等とのチーム・ティーチングによる授業が行われたか。
- 家庭への働きかけが昨年以上に実施できたか。

## <実践事例1>研究委嘱地域の取組（川口市）

平成22年度 文部科学省委託・埼玉県教育委員会委嘱  
「栄養教諭を中心とした食育推進事業」

発表テーマ 「食」ではぐくもう 豊かな心  
～「食」の大切さをともに学び、生活に生かそうとする本町っ子の育成～

川口市教育委員会【実践中心校 川口市立本町小学校】

### 1はじめに

平成17年食育基本法の制定、平成20年学校給食法の改正、そして新学習指導要領に見られるよう、学校教育における食育の役割は大きくなっている。学校における食育は、学校の全教育活動を通して行われるものであるが、より効果的に推進していくために、教科等授業の中で「食に関する指導」をどのように位置づけ行っていくか、さらに、児童生徒の望ましい食習慣の形成のために、学校・家庭・地域がどのように連携していくかが重要であると考えた。

そこで、以下の2つのテーマを設定して研究に取り組み、食育の推進を図った。

テーマ1 栄養教諭がコーディネーターとして行う教科等における「食」に関する指導のあり方

テーマ2 栄養教諭が核となる、学校・家庭・地域の「絆」を深める食育の推進

#### 【テーマに対する主な取組】

##### 〈テーマ1〉

- ・食に関する指導の目標を踏まえた授業
- ・食生活学習や資料を活用した授業
- ・学級担任と栄養教諭によるT・T授業
- ・食の大切さを生活に生かそうとする  
活用力の育成
- ・掲示物の作成と充実

##### 〈テーマ2〉

- ・学校公開等における食育授業の公開
- ・食の重要性の家庭・地域への啓発
- ・食に関する情報発信
- ・家庭・地域と連携した食育体験活動
- ・研究校視察や研修会の実施

### 2取組

#### (1) 学級担任と栄養教諭との連携による効果的な指導のあり方

1年 学級活動『きゅうしょく だいすき！』

4年国語『「かむ」ことの力』

しおかんからっぽ だいさくせん！』



栄養士や調理員の給食に込められた思いを知り、残さず食べようという意識を高める。



導入で、日頃の給食活動と教材文を関連させ、「かむ」ことの効果や大切さについて理解を深めるとともに、発展学習として標語を作り、学んだことを学校全体に呼びかけながら生活への意識を高める。

#### 5年 社会『これからの食料生産』



食料の輸入や食料自給率の問題を考え、これからの日本の食料生産のあり方を考える。

日本と外国の食料事情の違いや主人公の思いにふれながらものを大切にする心情を育てる。

#### 6年 道徳『残されたえびになみだ』



## (2) 体験活動を通した食育の実践

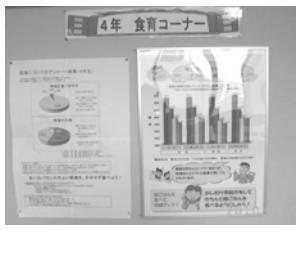
校舎改築のため、1学期は植木鉢で栽培。地域生産者の指導により、土作りから始まり9月から種まき苗植えを行った。また、6年生はファームの他に、一人一鉢で野菜を栽培した。



[保護者も一緒に耕しました]

## (3) 掲示を活用した『食育』指導

【各学年・学級の掲示コーナー】



## (4) 食育インフォメーションの発行

毎月発行。ホームページにも掲載し、地域の方に広く取組を知ってもらう。



## (5) 『わくわくクッキング』（親子料理教室）

夏季休業中に実施。小中連携として南中学校生徒も一緒に調理した。さらに、市内栄養教諭との連携を図り、「バランスのよい朝ごはん」作りに親子で挑戦したあと、ランチルームで会食した。



## (6) 地域人材の活用

家庭科の授業で「お弁当作り」を実践。地域で料理店を営む方を招き、料理の話を聞いたりプロの技を見せてもらったりしながら料理への関心を高めた。また、実習では、「地産地消」を意識し、栄養のバランスを考えたオリジナル弁当を作った。



## (7) 『食育2010!』（学校保健委員会）

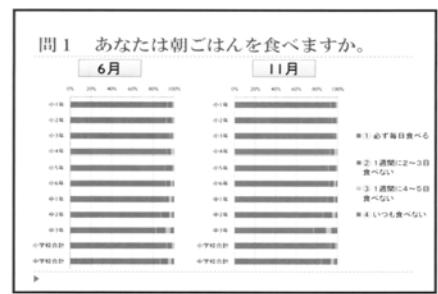
教職員、児童、保護者、学校医、市内栄養教諭等が参加し、健康問題について発表と協議を行った。小中連携として中学校の生徒も参加し、バランスのよい朝食の取組についてパネルディスカッションを行った。



[パネルディスカッション] [グループディスカッション]

## (8) 食育アンケート（実践中心校・研究協力校）

- 調査対象者 小1～3年・4～6年、中1～3年
- 調査時期 平成22年6月 および 11月
- 調査校 実践中心校および研究協力校



### 3 おわりに

学校給食を教材として生かしながら、全教育活動を通して食育を推進していく結果、児童生徒や保護者の食に対する意識が高まり、朝食欠食率の減少や食事の内容の充実等が見られた。今後は、評価について研究を深めていくとともに、さらに家庭や地域に啓発し、食育の大切さを広めながら、学校・家庭・地域が一体となった食育を推進していく。

## <実践事例2>研究委嘱地域の取組（戸田市）

平成22年度 小中学校食育指導力向上授業研究協議会（南部教育事務所管内）

発表テーマ 共に学ぶよさを味わい、健やかな心と体をもった児童の育成  
～学校・家庭・地域の連携による食の指導の推進～  
戸田市教育委員会【実践中心校 戸田市立戸田東小学校】

### 1 はじめに

本校は、平成22・23年度の2年間「共に学ぶよさを味わい、健やかな心と体をもった児童の育成」という研究テーマで戸田市教育委員会の研究委嘱を受け、研究を推進している。その研究の一環として食育の推進に取り組み、「平成22年度埼玉県小・中学校食育指導力向上授業研究協議会」を平成22年11月26日(金)に開催した。

### 2 研究概要

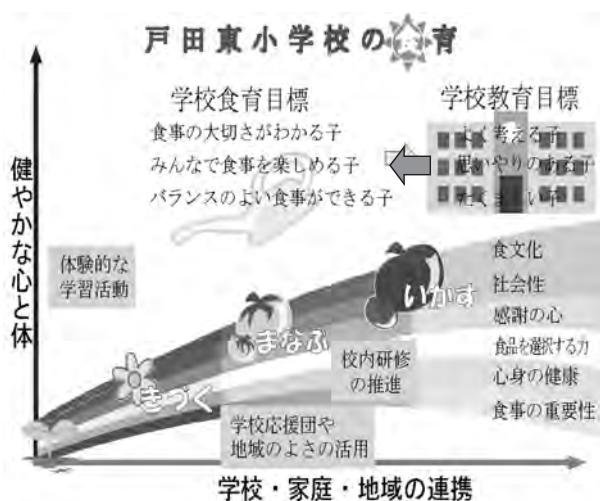
#### (1) 戸田東小学校『食育グランドデザイン』

学校教育目標を受け、食育の目標を右記のように設定した。「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の指導内容について、体験的な学習活動を通して、健やかな心と体をもった児童の育成を目指している。

給食の時間だけではなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育活動全体においての食育に取り組んでいる。教科等の中での食育に関わる内容を明らかにし、食育の目標に迫る指導を行っている。

#### (2) 各学年の指導内容

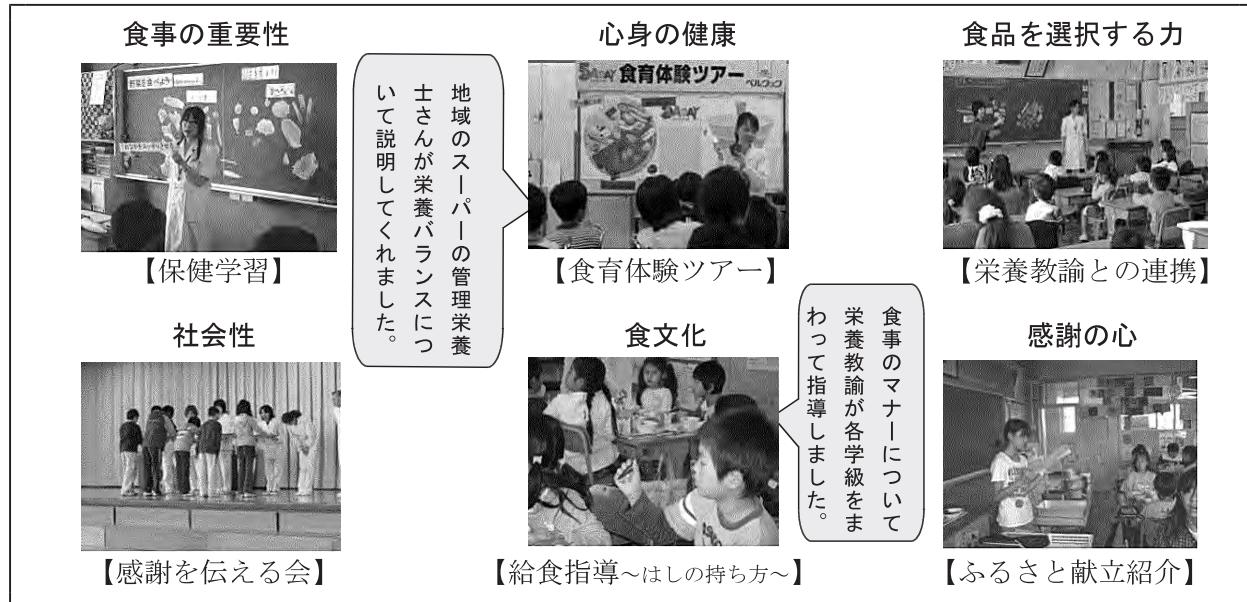
本校では、右のように食育の指導内容を設定した。栄養教諭を中心に行き交換して授業内容を検討し、児童が食の大切さに気付くことができる実践に取り組んでいる。初年度の取組として、掲示物(板書用)などの教材キットを作成し、実践した。



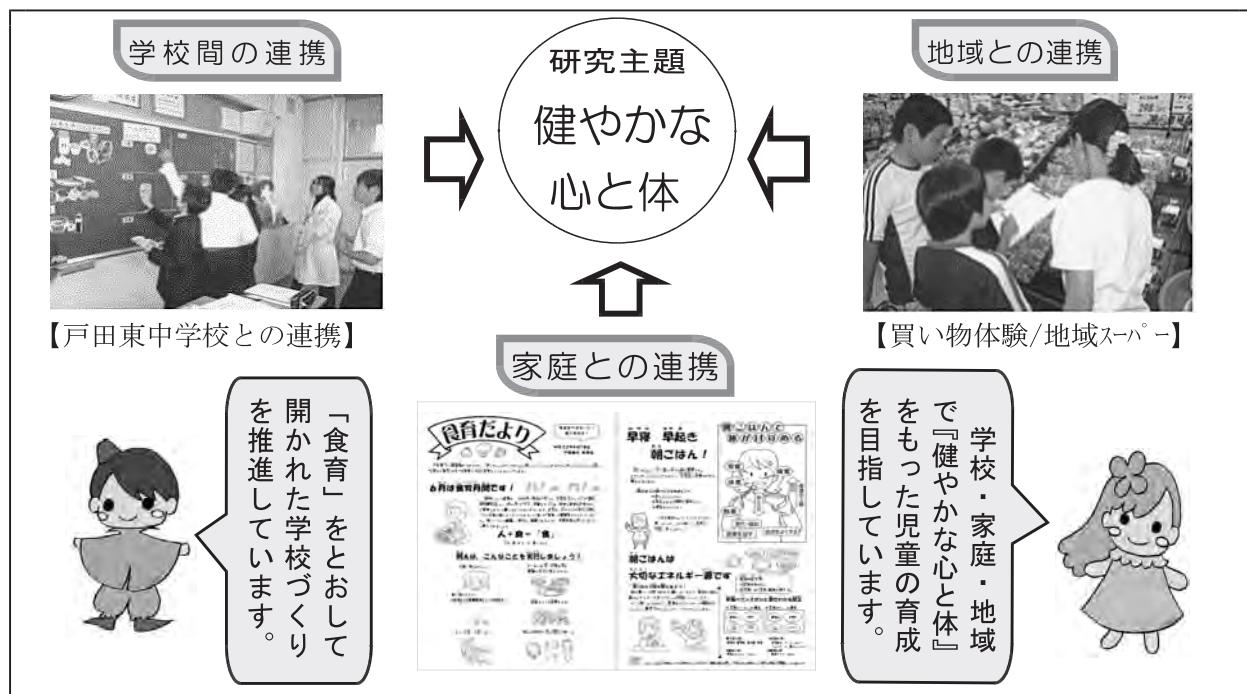
〈各学年での指導内容〉

学年	前期	後期
1	・給食当番の仕方、給食の約束やマナーを身に付ける。	・赤・黄・緑のげんきっこ働きを知り、バランスよく食べることができる。
2	・はし使いのマナーがわかる。	・魚を食べることの良さがわかる。
3	・健康を考えておやつを選び、正しくとることができる。	・かむことの大切さを知る。
4	・主食・主菜・副菜の働きを知り、バランスのよい食事を考えることができる。	・生活習慣病とその原因がわかり、生活習慣を見直すことができる。
5	・食事バランスガイドをもとに一日の食事量やバランスを考えることができる。	・食品添加物の良さと問題点がわかり、気をつけて食品を選ぶことができる。
6	・緑黄色野菜と淡色野菜の働きがわかる。	・行事食の背景について理解し、大切にすることができる。

### (3) 食育目標と実践の様子



### (4) 学校・家庭・地域との連携による指導



### (5) その他の取組

- 給食室探検（生活科・総合的な学習の時間）
- 食に関する標語コンテスト
- 給食試食会
- 給食委員会による残菜量調べ
- 食育ポスターによる啓発
- 学校保健委員会

### 3 おわりに

栄養教諭と学級担任、家庭、地域が連携し、「健やかな心と体を育成」する土台としての食育に取り組んできたことにより、学校として次のような成果が見られた。

- 調理員と児童との交流を通して、児童が感謝して給食を食べようとする意識をもつようになった。
- 食育だより・給食試食会・授業参観などを通して、家庭や地域からの理解や協力が得られた。
- 地域のスーパーとの連携などを通して、食育で学んだことの実践の場が実際の日常生活の中にあることを実感させることができた。
- 中学校との連携を開始し、食育の系統的な指導に向けての第一歩を歩みだすことができた。

## ＜実践事例3＞研究委嘱地域の取組（ふじみ野市）

平成22年度 小中学校食育指導力向上授業研究協議会（西部教育事務所管内）

発表テーマ

健やかで心豊かな児童の育成

～食の大切さの指導を通して～

ふじみ野市教育委員会【実践中心校 ふじみ野市立亀久保小学校】

### 1 はじめに

ふじみ野市立亀久保小学校では、『豊かな心の育成』の一環として平成21年度より食育の研究に取り組んできた。栄養教諭が配置されたことにより、専門的な指導も可能となり一層質の高い食育に取り組むことができるようになった。目指す児童像を「感謝の気持ちがもてる元気な子」と設定し、以下のようなことに取り組んできた。

### 2 取組

#### （1）調査研究部の取組

##### ア 児童の実態把握

昨年度『生活習慣と食事に関するアンケート』を実施した。就寝時刻が遅いという傾向から外遊びを推奨し、適切な運動量を確保するために「早寝早起き朝ごはん」の指導に取り組んだ。また、栄養教諭と連携を図り、食事のバランスに重点を置いた授業を展開してきた。

今年度は就寝時刻が早まり食事のバランスへの意識が高まっていることを感じている。

##### イ 保護者の意識調査

今年度は新たな取組として保護者へのアンケートを実施した。その結果、学校と家庭で食に対する関心の持ち方に違いがあることがわかった。学校では食事のバランスに重点を置き、家庭ではマナーの習得に関心があることが高いことがわかった。

家庭と学校とが共通理解を図れるよう『食育だより』の発行を行っている。

##### ウ 箸の持ち方指導

家庭での関心がマナーであることから教室に箸の持ち方表を掲示し家庭と連携を図っている。基本的な箸の持ち方から、持ち方レッスン、箸のマナー違反などきめ細やかな指導を心がけている。

## (2) 授業研究部の取組

### ア 全体計画の見直し

全体計画については学年ごとの指導内容の関連に留意し、具体的な指導場面を見直した。食育の分野を「食べ物の働きに関して」「食事の礼儀作法や、マナーに関して」「感謝の心に関して」の3つに大きく分類した。

### イ 研究授業に向けての取組

低学年【生活科】育てた野菜を持ち帰り、家庭で調理してもらい食した。また、サツマイモを『おいもパーティー』で使用した。

#### 中学年【特別活動】

食品群の赤・黄・緑の分類に存在や働きについて学習した。

#### 高学年【家庭科・理科】

家庭科では五大栄養素や朝食作りについて学習した。また、野菜を育て理科の教材として活用したり、食したりした。



## (3) 家庭連携・環境整備部の取組

### ア 学校ファームの整備

### イ 学校全体の連携

- (ア)児童給食委員会の設置
- (イ)掲示物の制作等環境整備
- (ウ)栄養教諭を活用した給食時間における指導
- (エ)給食時間における基礎的・基本的なルール作り

○学年掲示板



○大豆はかせになろう



○食に関する資料



### 3 おわりに

この研究を通して、食に関する授業が充実した。各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と幅を広げたことにより亀久保小学校の食育スタイルが確立した。また、栄養教諭との密な連携を通してより深く児童の心に響く授業を開拓することができた。今後は授業の一層の充実を図り、家庭地域との連携を図りながら児童の豊かな心の育成に努めていきたい。

## 2 学校給食の充実

学校給食は、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上を図るとともに、栄養的にバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、家庭における望ましい食生活のモデルとなるよう、絶えず改善に努めることが必要である。

また、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことを目指し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を効果的に進めるため、生きた教材として活用されるよう、食事内容の充実を図ることが重要である。

### (1) 現状及び課題

文部科学省「学校給食栄養報告（週報）」から把握できる課題は、下記のとおりである。

- ア 文部科学省「学校給食摂取基準」と比して、たんぱく質・ナトリウム（食塩相当量）が過剰。カルシウム・鉄・食物繊維が不足。
- イ 豆類、豆製品類、種実類、果実類、藻類、小魚類の摂取量が少ない。
- ウ 残滓が多い。その理由を検証し、献立作成に活かしているか。

### (2) 対策

- ア 多様な食品を組合せ、美味しく、栄養学的にバランスのとれた給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすように努める。
- イ 残滓量を主食・主菜・副菜別に把握をし、その内容について分析、検討した結果を、献立作成に活かしていく。
- ウ 献立は、各教科等と意図的に関連させた献立作成とし、給食を生きた教材として活用できるよう、食品の組合せ、調理方法等を工夫する。
- エ 地場産物や郷土食を活用し、地域の食文化の継承等に配慮するよう努める。
- オ 食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、可能な限り、健康状態や個人差を把握しながら、個々の状況に応じた対応に努める。

### 評価

次の視点で学校給食を評価する。

- 多様な食品を組合せ、栄養バランスのとれた食事となっているか。
- 食に関する指導の生きた教材として活用するため、食品の組合せ、調理方法、地場産物の活用等について工夫した献立となっているか。
- 美味しい給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすよう努めているか。
- 残滓量について、毎日確認し、分析結果を献立作成に活かしているか。
- 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にし、各教科等と意図的に関連させた献立作成となっているか。
- 日常又は将来の食事作りにつながるよう、献立や食品名が明確になっているか。
- 食物アレルギー等を有する児童生徒等に対し、個に応じた対応を行っているか。
- 食に関する自己管理能力を養うため、選択できる給食の導入を図っているか。

### 3 衛生管理の徹底

#### (1) 現 状

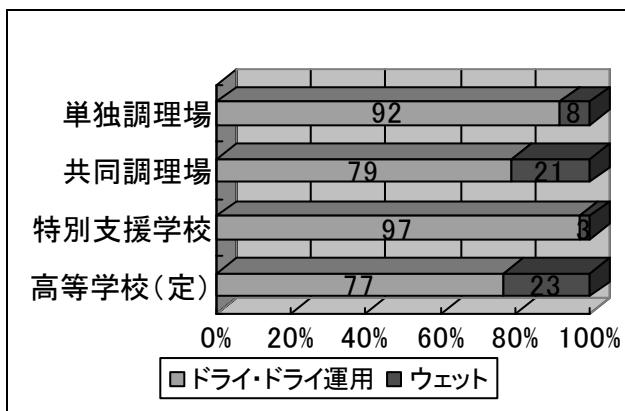
学校給食における衛生管理については、平成21年4月、学校給食法の改正により法制化された「学校給食衛生管理基準」が文部科学省告示として施行されており、安全で安心な学校給食を実施するために、上記基準の周知徹底を図ることが重要な課題となっている。

しかし、その管理運営が十分でない調理場がいまだ見受けられる。例えば、手洗いが徹底されていない、ドライ運用が図られていないなど衛生管理の基本的な事項が守られていない、関係諸帳簿について、その帳簿を作成する意図を理解しないまま、ただ機械的に記録しているだけになっている、などである。

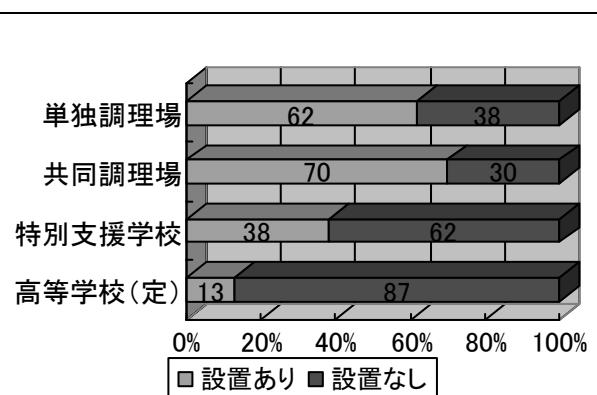
一方、積極的に衛生管理体制の整備を図り、食中毒予防に万全を期している調理場も見受けられ、依然として衛生管理に対する意識が二極化傾向にある。

平成22年度の各調理場の状況については、以下のとおりである。

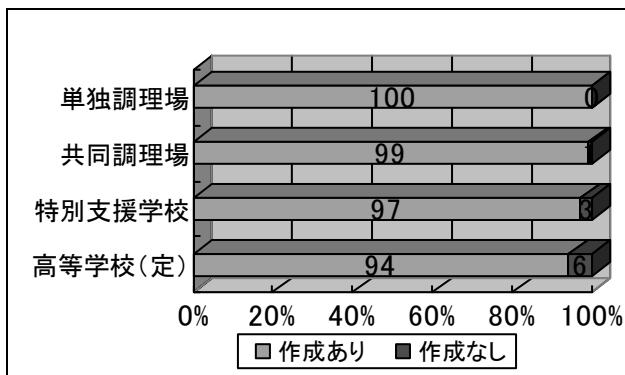
【調理場の整備状況】



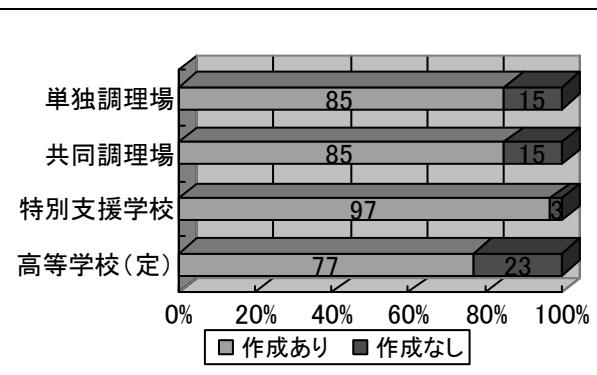
【食材選定委員会の設置】



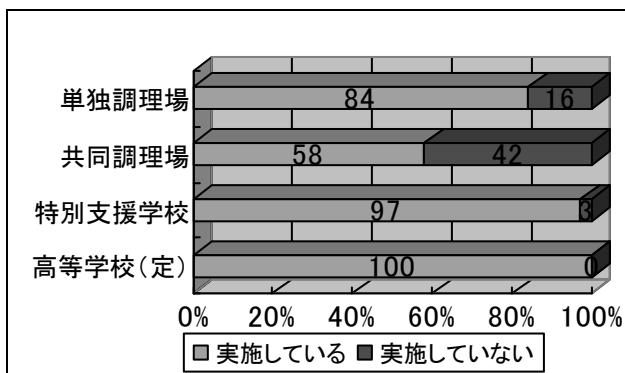
【作業工程表の作成】



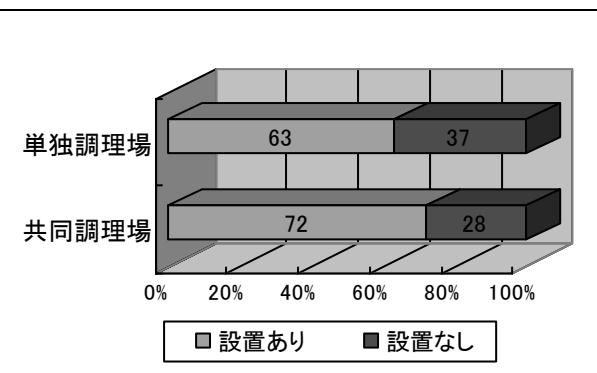
【作業動線図の作成】



【学校薬剤師等の協力による定期衛生監査の実施】



【温水に対応した手洗い設備】



【平成22年度学校給食実施状況調査から】

## (2) 課題

### ア 学校給食実施者の責務

- 学校薬剤師等の協力による定期的な衛生検査の実施
- 各学校給食調理場の実態に応じた衛生管理マニュアルの作成
- 食品選定のための委員会等の実施及び保護者の参画
- 受配校も含め、学校関係者全体の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理意識の向上

### イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- ウエットシステム調理場におけるドライ運用の実施
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分
- 温水に対応した方式の学校給食従事者専用手洗い設備の設置
- 下処理用三槽シンクの設置
- 手指消毒設備（消毒用アルコール）の設置

### ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 手洗いの徹底
- 食品の適切な温度管理、記録
- 作業工程表及び作業動線図の作成及び作業前確認

## (3) 対策

### ア 学校給食実施者の責務

- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

### イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- 学校給食施設がウエットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

#### ☆ ドライ運用のポイント

- ・調理機器・器具や床等に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ザル等に必ず水受けを使うこと。（水受け付き台車、ボール、トレイ等）
- ・野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

### ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。
- 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」に基づいた適切な食品及び調理器具等の洗浄・消毒を実践する。
- 加熱及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

**★ 作業工程表**

「いつ」「だれが」「どこで」「どんな作業をするか」を明確にし、二次汚染の可能性が高いかけ持ち作業を行わないようとする。

**★ 作成のポイント**

- ・出来上がり時間から逆算して、作業の開始時間を示していくこと。
- ・担当者ごとの役割分担が明確になるように作成すること。
- ・調理及び衛生管理上、特に注意が必要な点を列記すること。  
(例：野菜を洗う順番、使い捨て手袋の取扱いなど)
- ・実際の作業時間を確認、記録し、次の工程表作成に役立てること。

**★ 作業動線図**

二次汚染を起こす可能性の高い食品と汚染させたくない食品の作業動線を明確にし、「交差を防ぐ」ようにする。

**★ 作成のポイント**

- ・食品別にわかりやすく示すこと。
- ・加熱調理の野菜等、動線が同じ食品については1本でまとめると図が見やすくなる。
- ・「二次汚染の危険性のある食品」「二次汚染させたくない食品」の動線を明記すること。
- ・作業動線の交差が生じる場所には、作業工程で時間をずらし交差を避ける等の工夫をすること。
- ・実際の作業動線を確認、記録し、次の動線図作成に役立てること。

**《留意点》** 上記対策の実施に当たっては、学校給食関係者の意見を十分に取り入れ、献立及び調理内容、作業工程、作業動線、調理従事者数等に配慮することが重要である。

**評価**

次の視点で衛生管理を評価する。

- 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」「学校給食における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」を遵守しているか。
- 施設設備の問題点を把握、整理し、計画的に整備、改修等を実施しているか。
- ウエットシステム調理場においては、ドライ運用を徹底しているか。
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区別ができるか。
- 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- 検食の結果を確認してから児童生徒が摂食しているか。
- 食品の選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。

## 【確認しておきたい事項】

# 学校保健法及び学校給食法の一部改正

(平成21年4月1日施行)

学校保健法及び学校給食法の一部が改正、施行されて2年になります。

改正の趣旨に則って、学校保健、学校安全、食育・学校給食の取組が進められているところですが、今一度、改正のポイントについて確認しておきます。

## ◆法改正のポイント◆

### 【改正の趣旨】

- (目的)  学校保健及び学校安全の充実  
 学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施
- (内容)  国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定  
 養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について規定

### 【概要】

#### 1 学校保健法の一部改正

- 法律の題名を「学校保健安全法」に改称
- 国・地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）を明記
- 学校の設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等）を明記

#### 学校保健に関すること

- 養護教諭を中心として関係職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

#### 学校安全に関すること

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

#### 2 学校給食法の一部改正

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実
  - ・ 食育の観点から学校給食の目標を改定
  - ・ 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進
- 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化

# 第3章

## 年間事業の計画

I 主要事業

II 全国・関東研究大会、研究協議会等



# I 主要事業

## 1 学校保健

事 業 名	内 容	期 間	対 象
県立学校生徒等 健康管理	県立学校児童生徒の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図る。 結核健康診断、潜在性疾患検査(尿・心臓検査)、その他(寄生虫卵検査等)	4~6月	県立学校
薬物乱用防止教育 の推進	中・高校生に急速な広がりを見せる覚せい剤汚染に対処するため、薬物乱用防止教育を充実し、覚せい剤被害の拡大を防ぐ。 1 薬物乱用防止教育研修会 2 薬物乱用防止教室	年 間	公立学校教職員 児童生徒、保護者
県立学校 学校医等の配置	学校保健安全法に定められた、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を県立学校に配置し、児童生徒の健康管理を充実する。	年 間	県立学校

## <研修会等>

事 業 名	内 容	期 日	会 場	対 象
埼玉県学校歯科保健研究大会及び学校歯科保健指導者研修会	歯・口の健康に関する今日的課題を解決するために講演・講義や実践発表等を行い、歯科保健の充実を図る。 (県歯科医師会と共に催)	8月4日(木)	久喜市菖蒲文化会館(アミーゴ)	東部教育事務所管内小・中学校 県立学校 歯科保健担当者 学校歯科医
埼玉県学校健康教育推進研修会	学校健康教育の推進・充実を図るために、健康教育課題等について研究協議・講義を行い、教職員の資質の向上を図る。 (県学校保健会と共に催)	8月3日(水)	リクリエイ大宮・さいたま市民会館うらわ	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
学校・地域保健専門研修会	児童生徒の様々な心身の健康問題に対し、より適切な支援ができるよう専門的な研修を通じ養護教諭等の資質の向上を図る。	未 定 *年3回 開催予定	未 定	小・中・高 ・特別支援学校 教職員 地域関係者
薬物乱用防止教室研修会	薬物乱用防止教室の充実を図るために、中・高等学校における薬物乱用防止教室を参観し、外部講師(警察官や薬物乱用防止指導員)と教職員が効果的な教室の進め方について研修及び研究協議を行う。	5月31日(火)	春日部市民文化会館	小・中・高 ・特別支援学校 教職員 外部講師(警察官・指導員等)
薬物乱用防止教育研修会	薬物乱用防止教育の充実を図るために、講義及び研究協議を行い、教職員の資質の向上を図る。	1月18日(水)	埼玉会館 小ホール	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
「性に関する指導」指導者研修会	知識を活用した保健学習一性に関する指導編一を活用し、「性に関する指導」の具体的な考え方や進め方について研修を行う。	6月10日(金)	さいたま市民会館おおみや	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
全国連絡協議会伝達講習会	文部科学省が実施する全国連絡協議会に派遣した委員を講師として指導法の伝達講習、授業研究会等を実施する。	未 定	3か所	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
学校保健主事研修会	児童生徒の心身の健康問題を解決するために、講義・講演等を行い、保健主事の資質の向上を図る。	6月24日(金)	埼玉会館 大ホール	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
新任学校保健主事研修会	学校保健主事の職務を把握し、健康教育について知識を高め、具体的な活動の展開方法を知り、各学校における健康教育の推進を図る。	7月13日(水)	県民活動総合センター	新任 学校保健主事
養護教員研修会	養護教諭の専門性を生かした教育活動を一層推進するために、学校保健活動に必要な研修会を開催し、学校保健の充実を図る。	5月27日(金) ----- 1月25日(水)	埼玉会館 大ホール ----- さいたま市文化センター	小・中・高 ・特別支援学校 養護教諭

埼玉県学校健康教育推進大会	学校、家庭、地域が連携した健康教育の推進を図る。 ・健康教育に貢献した個人・団体の表彰・講演・実践発表（さいたま市教育委員会・県学校保健会等と共に）	1月31日(火)	埼玉会館 大ホール	健康教育関係者及びPTA 学校保健 学校安全 学校給食関係者
学校歯科保健コンクール表彰式	学校歯科保健活動に努力した学校を表彰し、歯科保健活動の充実を図る。（さいたま市教育委員会・県学校保健会・県歯科医師会と共に）	2月9日(木)	埼玉会館 小ホール	表彰校関係者 学校歯科医等
学校薬剤師研修会	学校薬剤師としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。（県学校保健会・県学校薬剤師会と共に）	未定	未定	学校薬剤師
学校医研修会	学校医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。（県学校保健会・県医師会学校医会と共に）	2月(日曜) *日：未定	埼玉県 県民健康センター	学校医
学校歯科医研修会	学校歯科医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。（県歯科医師会と共に）	未定	未定	学校歯科医

## 2 学校安全

事業名	内容	期間	対象
県立学校生徒等災害対策	学校管理下における児童生徒の災害事故に対して被害者の救済を図るとともに、損害賠償等の県の財政負担の軽減を図る。 ○ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金設置者負担金	年間	県立学校の児童生徒
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	県内の市町村立小学校にスクールガード・リーダーを配置し、登下校時をはじめとする児童生徒の安全確保を図る体制を整備する。	年間	市町村立小学校

### ＜研修会等＞

事業名	内容	期日	会場	対象
スクールガード・リーダー研修会	各小学校で活動するスクールガード・リーダーの資質向上とともに学校・地域間での情報交換等による活動の普及を図る。	5月18日(水)	春日部市民文化会館	東部教育事務所管内小学校のスクールガード・リーダー
		5月20日(金)	フレサ吉見	西部教育事務所管内小学校のスクールガード・リーダー
		5月26日(木)	埼玉会館	南部教育事務所管内小学校のスクールガード・リーダー
		5月27日(金)	皆野中央公民館	北部教育事務所管内小学校のスクールガード・リーダー
学校危機管理研修会	学校では、事故を未然に防ぐとともに、事故発生時には迅速かつ適切な対応が求められていることから、管理職を中心とした学校危機管理体制を整備するため、研修会を通して危機管理能力の向上を図る。	6月15日(水)	さいたま市民会館 うらわ	公立学校 新任教頭
学校安全教育指導者研修会	児童生徒が生涯にわたり安全に生活することができる資質や能力を育成するため、研修会を通して、安全管理、生活安全、交通安全、防災教育に関する担当教員の指導力の向上を図る。	7月5日(火)	さいたま市民会館 おおみや	小・中学校 安全教育担当者
		7月8日(金)	県民活動総合センター	県立学校 安全教育担当者
高等学校二輪車マナーアップ講習会	二輪車通学を許可されている県立高等学校生徒のマナーアップを図るため、講習会を実施し、二輪車乗車に必要な技能や交通安全に対する望ましい態度を育成する。	7月17日(日)	県内自動車学校	二輪車通学を許可された県立高等学校の生徒

### 3 学校給食

事業名	内 容	期 間	対 象
学校給食食中毒事故等の防止対策	学校給食設備の改善、学校給食用食材の細菌検査等を実施し、食中毒事故を未然に防ぐ。	年 間	県立特別支援学校及び夜間給食実施 県立定時制高等学校
	衛生管理講習会を開催し、学校給食従事者等の衛生管理意識の向上を図り、学校給食の食中毒防止に万全を期す。		6 月

#### <研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校栄養士研修会	栄養教諭、学校栄養職員の専門的知識を深めるとともに資質の向上を図る。(県学校栄養士研究会と共催)	5月11日(水) 8月1日(月) 8月2日(火)	さいたま市民会館 うらわ 埼玉会館	栄養教諭 学校栄養職員
	学校における食育を推進する教職員の資質向上を図るため、実践事例の報告や、有識者による講義等を行う。	7月22日(金) 8月25日(木)	県庁第3庁舎 講 堂 埼玉会館 小ホール	栄養教諭 教諭等
学校給食衛生管理研修会	食中毒や伝染病の発生を防止するため、学校給食関係者の衛生知識を深め、衛生管理の徹底を図る。	5月27日(金)	埼玉会館 小ホール	学校給食関係者
県立学校学校給食研修会	学校給食関係職員の資質や技能の向上を図るとともに、県立学校における学校給食の円滑な運営と内容の充実向上を図る。	8月9日(火)	埼玉県 学校給食会	学校栄養職員 ・業務職員等
彩の国学校給食研究大会	地元産食材の活用促進を中心に、教材としての学校給食の在り方の実践発表と講演を行い、豊かで魅力ある学校給食の実現を目指す。	11月15日(火)	埼玉会館 小ホール	学校給食関係者

### 4 会議・審査会・表彰式

#### (1) 健康教育関係会議

会議名	内 容	期 日	会 場	対 象
教育事務所等 健康教育担当 指導主事会議	健康教育に関する事業等について連絡・協議を行う。	4月6日(水)	文書館 (研修室)	教育事務所 ・教育センター等 担当指導主事

※参考 市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会(義務教育指導課主催)

第1回	4月11日(月)	県立総合教育センター
第2回	11月7日(月)	県立総合教育センター
第3回	1月20日(金)	県立総合教育センター

#### (2) 審査会・表彰式

審査会・表彰式	内 容	期 日	会 場	対 象
審 査 会	学校保健・学校安全・学校給食優良学校審査会	10月14日(金)	知事公館	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール 書類審査会 実地審査会 最終審査会	10月27日(木) 11月17日(木) 11月17日(木)	すこやかプラザ 該当小・中学校 すこやかプラザ	小・中学校 特別支援学校(小・中)
表 彰 式	学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰式	1月31日(火)	埼玉会館 大ホール	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール表彰式	2月9日(木)	埼玉会館 小ホール	小・中学校 特別支援学校(小・中)

## II 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業

### 1 文部科学省主催行事

研究大会等行事名	期日等	開催場所
健康教育行政担当者連絡協議会	23年 5月30日(月)～5月31日(火)	東京都
子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業全国連絡協議会	24年2月頃開催予定	東京都
スクールヘルスリーダー派遣事業全国連絡協議会	24年2月頃開催予定	東京都
性に関する指導普及推進事業全国連絡協議会	未定	未定
性に関する指導普及啓発講習会	未定	未定
薬物乱用防止教育シンポジウム	未定	兵庫県
心のケアシンポジウム	24年1月頃開催予定	東京都
栄養教諭を中心とした食育推進事業全国連絡協議会	23年12月頃開催予定	東京都

### 2 文部科学省と都道府県教育委員会との共催行事

事業名	期日等	開催場所
全国養護教諭研究大会	23年(以下同じ) 8月4日(木)～8月5日(金)	佐賀県佐賀市
全国学校保健研究大会	10月27日(木)～10月28日(金)	静岡県静岡市
全国学校歯科保健研究大会	10月20日(木)～10月21日(金)	愛媛県松山市
学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	11月24日(木)～11月25日(金)	長崎県長崎市
全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会	8月18日(木)～8月19日(金)	高知県高知市
全国学校給食研究協議大会	11月8日(火)～11月9日(水)	広島県広島市

### 3 独立行政法人教員研修センター主催行事(東部ブロック)

研修会名等	期日等	開催場所
※1 健康教育指導者養成研修	食育(推進)コース 23年(以下同じ) 7月19日(火)～7月22日(金)	※2 教員研修センター
	食育(専門)コース 9月6日(火)～9月9日(金)	教員研修センター
	健康(推進)コース 11月7日(月)～11月9日(水)	教員研修センター
	健康(専門)コース 11月7日(月)～11月11日(金)	教員研修センター
	学校安全コース 24年 2月6日(月)～2月8日(水)	教員研修センター
※1 平成23年度から、学校安全、食育の指導者養成研修を健康教育指導者養成研修に統合し、コース別開催となった。		
※2 教員研修センターは「独立行政法人 教員研修センター」(茨城県・つくば市)の略		

### 4 関係行事

大會等名	期日等	開催場所
全国学校保健主事研究協議会	23年8月8日(月)、9日(火)	長野県長野市
関東甲信越静学校保健大会	23年8月18日(木)	神奈川県横浜市
第6回食育推進全国大会	23年6月18日(土)、19日(日)	静岡県三島市

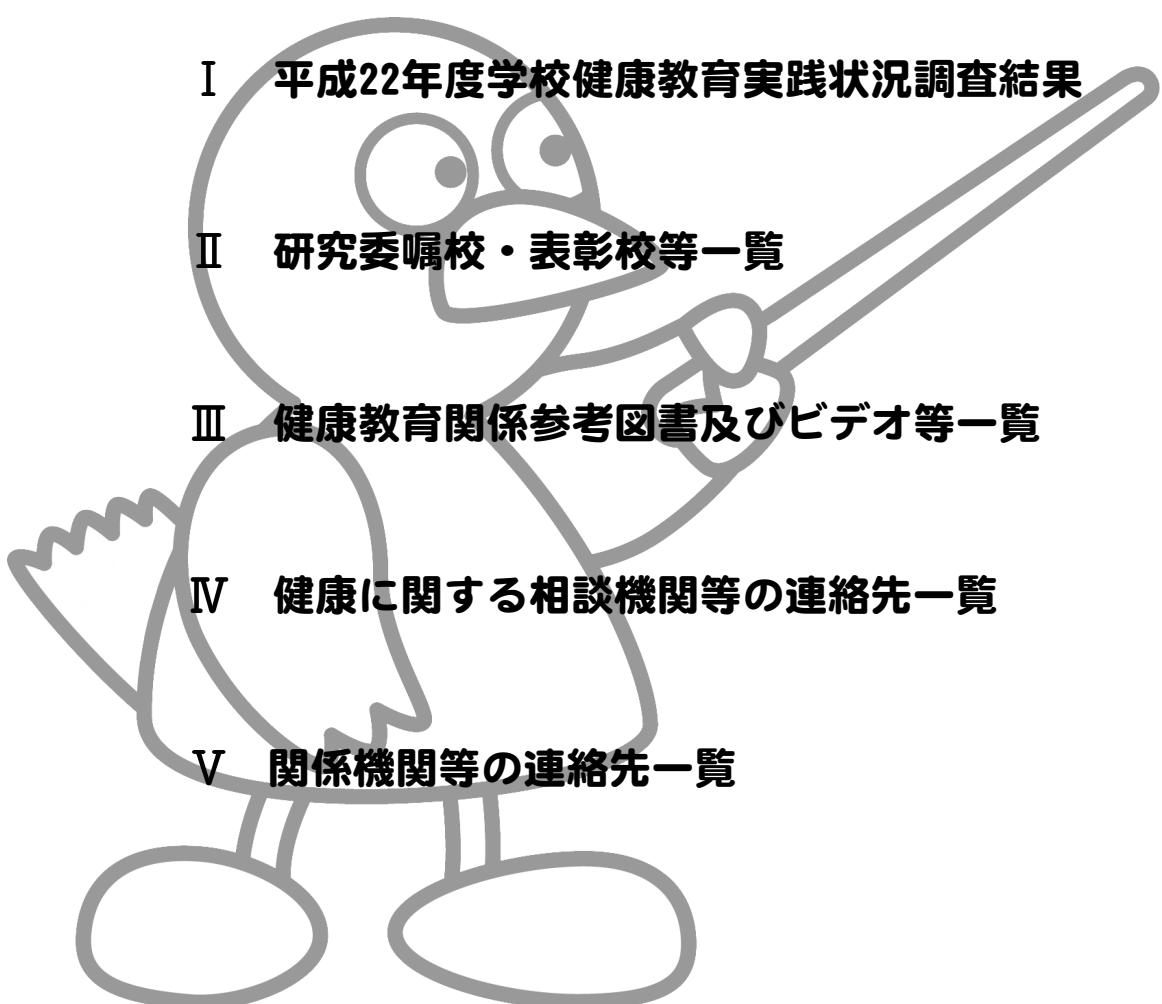
※ 日程等については予定。

確定情報・詳細等については、開催案内の通知・事務連絡等により確認する。



# 第4章

## 資料編



# I 平成22年度学校健康教育実践状況調査結果

対象期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日（予定を含む）  
 <小学校 715校 中学校 367校【伊奈学園中学校含む（学校保健・学校安全）】  
 【さいたま市を除く】  
 <高校（全日制）143校 高校（定時制）34校 特別支援学校38校>  
 I 埼玉県学校保健推進ガイドラインについて

- 1 学校健康教育を推進するために埼玉県学校保健推進ガイドラインを踏ましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		706	359	143	34	38
イ いいえ		9	8	0	0	0

- 2 1でアの場合、具体的にはどのような内容ですか。（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした		335	147	24	2	9
イ 学校の保健指導・安全指導・危機管理に生かした		585	310	97	21	25
ウ 感染症の予防・アレルギー疾患への配慮に生かした		339	178	66	10	21
エ 健康相談・教育相談等に生かした		232	160	72	11	16
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や生活リズムの指導に生かした		484	240	81	18	17
カ 家庭や地域との連携に生かした		325	149	25	3	16
キ 学年経営・学級経営に生かした		120	42	11	2	3
ク 生活指導や生徒指導に生かした		213	105	39	14	4
ケ その他		19	15	3	0	0

- 3 各校の実態に合わせた学校保健推進ガイドラインを作成しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい		213	111	58	19	9
イ いいえ		502	256	85	15	29

- 4 3でアの場合、具体的にどのように活用しましたか。（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした		127	47	16	3	1
イ 学校の保健指導・安全指導・危機管理に生かした		187	96	46	15	6
ウ 感染症の予防・アレルギー疾患への配慮に生かした		106	56	21	4	5
エ 健康相談・教育相談等に生かした		76	47	30	6	5
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や生活リズムの指導に生かした		139	67	31	8	3
カ 家庭や地域との連携に生かした		106	41	8	1	3
キ 学年経営・学級経営に生かした		44	12	5	2	1
ク 生活指導や生徒指導に生かした		68	26	14	7	2
ケ その他		4	5	1	0	0

## II 学校健康教育必携について

### 1 学校健康教育必携をどのような時に活用しましたか。 (複数可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 校内研修	131	59	14	3	11	
イ 保健、安全、食に関する学習 や指導(計画・実践)	653	344	117	27	29	
ウ 保護者会	56	31	7	3	4	
エ その他	131	58	31	7	5	

### 2 学校健康教育必携のどの部分(一部分活用を含む)を活用しましたか。

(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア (第1章) 学校健康教育を推進するために	430	204	63	11	19	
イ (第2章Ⅰ) 学校保健の充実	626	324	114	18	29	
ウ (第2章Ⅱ) 安全教育の推進	290	129	52	11	13	
エ (第2章Ⅲ) 学校における食育の推進	312	132	11	11	11	
オ (第3章) 年間事業の計画	133	69	35	4	2	
カ (第4章) 資料編 健康教育実践状況調査結果 他	114	72	32	6	4	

## III 学校保健

### 1 全体計画・年間(指導)計画について

#### (1) 学校保健の全体計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713	358	143	34	38	
イ いいえ	2	9	0	0	0	

#### (2) 学校保健の年間計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	715	367	143	34	38	
イ いいえ	0	0	0	0	0	

#### (3) 学校環境衛生活動は学校保健計画に位置付けられていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	715	367	143	34	38	
イ いいえ	0	0	0	0	0	

#### (4) 薬物乱用防止教育は学校保健計画に位置付けられていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	715	367	116	32	18	
イ いいえ	0	0	27	2	20	

(5) 性教育（エイズ教育を含む）の全体計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		541	213	78	18	15
イ いいえ		174	154	65	16	23

(6) 性教育（エイズ教育を含む）の年間指導計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		581	222	79	22	16
イ いいえ		134	145	64	12	22

## 2 学校保健委員会について

(1) 学校保健委員会を年間に何回開催しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 0回		0	0	67	19	4
イ 1回		138	167	64	13	18
ウ 2回		476	172	12	1	13
エ 3回		97	27	1	0	3
オ 4回以上		4	1	0	1	0

(2) (1)でア以外の場合 学校保健委員会ではどのような議題を取り上げましたか。  
(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 学校保健に関すること		677	347	70	13	31
イ 学校安全に関すること		125	75	13	3	4
ウ 学校給食に関すること		307	137	2	4	11
エ その他		127	60	8	0	1

## 3 地域学校保健委員会について

(1) 地域学校保健委員会は設置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		70	39	2	2	2
イ いいえ		645	328	141	32	36

(2) (1)でイの場合 地域学校保健委員会は、児童生徒の健康教育を進める上で有効であると思われますが、今後、設置する予定がありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 予定がある		17	10	0	1	0
イ 検討する		460	234	92	13	17
ウ 考えていない		155	77	46	16	17
エ その他		13	7	1	2	2

#### 4 薬物乱用防止教室について

(1) 薬物乱用防止教室を年間に何回開催しましたか。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回	662	332	134	33	35
イ 2回	46	24	8	1	1
ウ 3回	5	11	1	0	2
エ 4回以上	2	0	0	0	0

(2) 何月に開催しましたか。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 4月～6月	54	66	21	5	3
イ 7月	40	113	45	14	6
ウ 8月～11月	190	82	28	4	5
エ 12月	109	89	38	10	3
オ 1月～3月	352	56	20	2	21

(3) 薬物乱用防止教室で年間に参加した児童生徒の延べ人数を記入してください。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
延べ人数	72479	145264	100568	5549	1696

(4) 薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種は何ですか。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 警察職員	373	203	49	10	3
イ 麻薬取締官OB	64	10	12	3	0
ウ 学校薬剤師・薬剤師等	196	65	16	4	0
エ 学校医・医師等	21	7	2	0	0
オ 保健所職員	16	15	2	1	1
カ 精神保健センター職員	5	9	0	0	0
キ 教育行政担当者	9	5	1	0	1
ク 大学教員等	2	2	0	1	0
ケ 自校の養護教諭や教員等	84	42	27	7	31
コ 他校の教員等	3	11	17	2	0
サ その他	65	57	25	6	4

(5) 薬物乱用防止教室を実施する時間の教育課程上の扱いについて選んでください。  
(複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 体育・保健体育	408	31	16	2	12
イ 特別活動(学級・ホームルーム活動)	293	126	22	12	10
ウ 特別活動(学校行事)	70	172	104	17	4
エ 特別活動(児童・生徒会活動)	1	8	1	0	0
オ 総合的な学習の時間	34	80	17	7	8
カ その他	11	10	10	3	10

(6) 薬物乱用防止教室の実施形態は、どれですか。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア クラス単位	100	22	10	2	7
イ 学年単位	641	85	22	3	13
ウ 全校単位	9	284	116	32	7
エ その他	27	7	5	1	13

(7) 薬物乱用防止教室の開催にあたって、保護者に参加を求めましたか。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	554	284	61	13	7
イ いいえ	161	83	81	21	31

## 5 性教育（エイズ教育を含む）について

(1) 性教育（エイズ教育を含む）を行っていますか。

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	715	367	143	34	38
イ いいえ	0	0	0	0	0

(2) (1) でアの場合 性教育（エイズ教育を含む）を実施した時間の教育課程上の扱いについて選んでください。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教科	562	271	118	22	23
イ 道徳	78	60	0	0	2
ウ 特別活動（学級活動・ホームルーム）	499	224	12	6	15
エ 特別活動（学校行事）	13	22	36	8	1
オ 総合的な学習の時間	34	73	19	6	6
カ その他	21	4	5	1	5

(3) (1) でアの場合、指導した内容は何ですか。 (複数回答可)

項目 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 体の変化(二次性徴)	692	325	95	19	30
イ 男女の人間関係	426	276	106	23	26
ウ 異性に対する理解	450	274	118	23	24
エ 生命尊重	576	273	109	17	21
オ 男女の役割	380	173	84	13	17
カ 性情報	174	175	95	21	14
キ 性被害	178	122	75	17	16
ク 性感染症	128	305	129	26	9
ケ その他	48	22	15	4	7

(4) (1)でアの場合、性教育(エイズ教育を含む)に外部指導者の協力を得ましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		82	169	54	16	3
イ いいえ		633	198	85	16	33

(5) (1)でアの場合、保護者の理解・協力を得ましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		586	253	40	14	24
イ いいえ		129	114	92	18	12

(6) (5)でアの場合、どのような方法で理解・協力を得ましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校だより、学級だより		377	128	10	4	12
イ 保健だより		253	157	22	8	6
ウ 講演会・研修会		31	53	15	1	4
エ 授業参観		224	33	1	1	2
オ P T A活動		26	30	4	2	3
カ その他		43	38	6	3	11

(7) 性教育(エイズ教育を含む)の指導にあたって、学校全体で共通理解を図っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		644	307	96	26	20
イ いいえ		71	60	47	8	18

(8) 発達段階を踏まえた性教育(エイズ教育を含む)を進めるために、指導内容や教材などについて学年会・委員会等で検討していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		602	290	74	19	27
イ いいえ		113	77	69	15	11

(9) 性教育(エイズ教育を含む)に関する校内研修を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		145	83	10	3	9
イ いいえ		570	284	133	31	29

(10) 「学校における性教育実践のための事例集」を授業や研修会で活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		585	260	68	15	22
イ いいえ		130	107	75	19	16

(11) 性教育(エイズ教育を含む)の指導に関連して保護者等から苦情や問い合わせがありましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		13	6	1	0	2
イ いいえ		702	361	142	34	36

## 6 保健室経営計画について

(1) 保健室経営計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		656	351	126	30	32
イ いいえ		59	16	17	4	6

(2) (1)でアの場合、作成した保健室経営計画を職員会議等で、教職員の共通理解を図っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		613	344	114	23	25
イ いいえ		43	7	14	8	7

## 7 定期健康診断の実施について

定期健康診断結果から把握した課題の解決に向けて、どのような取組をしましたか。  
(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校保健委員会の議題		603	280	34	6	24
イ 保健部会・職員会議等		414	206	101	24	22
ウ 保健だより・学年だより		671	333	106	24	29
エ 保健指導を行った		342	176	83	16	16
オ その他		17	16	10	0	1

## 8 保健室登校の有無について

(1) 保健室登校の児童生徒の事例が平成22年4月1日から10月31日までの間にありましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		165	50	26	2	4
イ いいえ		550	317	117	32	34

(2) 保健室登校の児童生徒への校内の支援体制の組織は整備されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		566	251	76	18	14
イ いいえ		149	116	67	16	24

## 9 健康相談等について

(1) 教員による朝の健康観察を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		715	367	112	20	38
イ いいえ		0	0	31	14	0

(2) 児童生徒の心身の健康に関して、健康相談を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		659	341	135	33	37
イ いいえ		56	26	8	1	1

(3) 健康相談を実施するための校内の体制が整備されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		600	310	122	28	30
イ いいえ		115	57	21	6	8

(4) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、地域の関係機関と連携を図りましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		556	299	104	22	35
イ いいえ		159	68	39	12	3

## 10 養護教諭による「保健の授業」について

(1) 学級活動等で教員と養護教諭がチームを組んで保健の授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		524	120	7	4	19
イ いいえ		191	247	136	30	19

(2) 養護教諭が兼任発令を受けて、保健の授業を担当しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		20	5	0	1	0
イ いいえ		695	362	143	33	38

## 11 学校環境衛生活動について

(1) 学校環境衛生活動のため（検査の実施及び検査場所の指示、検査結果の確認を含む）、学校薬剤師は何回来校していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0回		7	6	5	1	0
イ 1回		63	48	28	0	3
ウ 2回		133	72	34	3	5
エ 3回		140	66	25	15	7
イ 4回		372	175	51	15	23

(2) 学校環境衛生基準に基づく検査結果について、基準に合致しなかった項目がありましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		129	81	27	2	8
イ いいえ		586	286	116	32	30

(3) (2) でアの場合、その項目は何ですか。（複数回答可）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 換気及び保湿等		62	43	20	1	6
イ 最高及び照明		67	39	14	2	1
ウ 騒音		12	8	0	0	0

エ 飲料水等の水質・施設設備	38	21	4	2	1
オ 学校の清潔	19	6	1	0	0
カ ネズミ、衛生害虫等	23	10	1	1	3
キ 教室等の備品の管理	2	1	1	0	0
ク 水泳プールの水質・施設設備の衛生状態	57	35	3	1	2

## 12 飲料水の管理について

- (1) 夏季休業中、毎日（教職員・児童生徒がいない日を除く）受水槽（高架水槽を含む）を通過した給水栓水の残留塩素を測定しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	679	356	124	28	28	
イ いいえ	20	7	19	5	10	
ウ 受水槽がない	16	4	0	1	0	

- (2) (1)でアの場合、その記録はしていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	679	355	123	28	28	
イ いいえ	0	1	0	0	0	

- (3) 校内にある冷水器の水の水質検査（残留塩素、外観、臭気、味等）を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 実施している	154	119	32	7	3	
イ 実施していない	19	20	17	5	1	
ウ 冷水器がない	542	228	94	22	34	

## 13 農薬の使用について

農薬を使用して「樹木の殺虫」や「雑草の除草」を行う場合、事前に児童生徒や保護者・近隣の住民に周知をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 周知した	329	146	35	9	4	
イ 周知していない	20	14	21	9	8	
ウ 農薬は使用しない	366	207	87	16	26	

## 14 光化学スモッグについて

- (1) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校内において全教職員がその発令について知る方法が確立されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	715	367	143	34	38	
イ いいえ	0	0	0	0	0	

- (2) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校で対応すべき内容について、全職員が理解し対応していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		715	367	143	34	38
イ いいえ		0	0	0	0	0

#### IV 学校安全

##### 1 学校安全年間計画について（学校保健安全法で策定を義務付け）

- (1) 学校安全年間計画の見直し時期はいつですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 行事終了の都度		197	48	15	1	2
イ 学期終了時		39	31	6	0	0
ウ 年度末		479	288	122	33	36

##### 2 危機管理マニュアルについて（学校保健安全法で策定を義務付け）

###### 《防災の内容》

- (1) 防災マニュアルの見直しをいつ行いますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 行事(訓練)終了の都度		248	73	15	2	6
イ 学期終了時		26	19	1	0	0
ウ 年度末		441	275	127	32	32

- (2) 防災マニュアルには避難所(避難場所)として学校の対応が記載されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		610	323	143	34	38
イ いいえ		105	44	0	0	0

- (3) 市町村の防災担当者と年1回以上連絡をとっていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		528	262	124	24	28
イ いいえ		187	105	19	10	10

###### 《防犯の内容》

- (4) 不審者対応（防犯）マニュアルの見直し時期はいつですか。

（学校保健安全法で策定を義務付け）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 行事(訓練)終了の都度		318	67	12	1	13
イ 学期終了時		17	20	2	0	0
ウ 年度末		380	280	129	33	25

##### 3 交通安全指導について

- (1) 朝の会・帰りの会・S H R 等で指導を行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		715	367	143	34	38
イ いいえ		0	0	0	0	0

(2) 学級活動・LHRでの一学年あたりの平均年間指導時数は何時間ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0時間		2	3	16	4	1
イ 1~2時間		295	243	84	21	22
ウ 3~4時間		333	102	37	9	10
エ 5時間以上		85	19	6	0	5

(3) 学年行事・学校行事での年間の指導回数は何回ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回		143	95	64	19	19
イ 2回		94	71	20	7	6
ウ 3回以上		478	201	59	8	13

(4) 交通安全指導の中で、危険回避・予測等の内容を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		704	332	127	28	34
イ いいえ		11	35	16	6	4

(5) 交通安全指導の中で自転車の乗り方についての指導時間を確保していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		715	367	107	14	26
イ いいえ		0	0	36	20	12

(6) (5)でアの場合、どのように指導していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 毎年全ての学年で実施		128	259	85	13	8
イ 每年特定の学年で実施		572	64	8	1	8
ウ 隔年で実施		11	2	1	0	0
エ その他		4	42	11	0	10

(7) <小中学校のみ回答> 児童生徒にヘルメットを着用させていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 着用させている。		120	61	*	*	*
イ 自転車通学者の着用		33	99	*	*	*
ウ 着用させていない。		562	207	*	*	*

#### 4 防災指導について

(1) 防災に関する避難訓練の年間実施回数は何回ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回		24	32	91	29	3
イ 2回		189	183	48	5	23
ウ 3回以上		502	152	4	0	12

(2) 避難訓練で実施している内容を全て選択してください。 (複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難	711	363	143	33	38	
イ 救助袋等の降下訓練	148	37	94	0	6	
ウ 消火訓練	302	160	113	15	23	
エ 救命訓練(講習)	156	60	32	4	9	
オ 講話	539	266	114	24	23	
カ その他	78	29	32	5	13	

(3) 避難訓練で、消防署の協力を得ていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	526	235	137	27	36	
イ いいえ	189	132	6	7	2	

(4) 防災(地震・火災)について、どんな機会に指導していますか。 (複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難訓練の前後	704	357	137	29	32	
イ 教科の中で	205	58	10	1	2	
ウ H.R活動	404	170	23	11	13	
エ その他	29	17	9	1	4	

(5) 防災(地震・火災)に関する指導時間総数は、年間何時間ですか。

※避難訓練も1単位時間に換算して計上する。

※事前・事後の指導や教科、LHR等で実施しているものも全て計上する。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1時間	12	16	22	5	2	
イ 2~3時間	383	270	108	27	24	
ウ 4時間以上	320	81	14	2	12	

(6) 防災に関する指導で、教材としてどのようなものを使用しましたか。 (複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 埼玉県作成中学生用教材 埼玉県作成危機管理防災教材	99	179	11	2	2	
イ 埼玉県教育委員会作成資料	91	41	15	4	2	
ウ インターネット配信	83	78	22	2	6	
エ 文部科学省作成資料	159	59	8	2	1	
オ 埼玉県教育委員会作成 安全教育指導資料	443	161	36	7	7	
カ その他	221	104	84	23	28	

(7) (6) でアの場合

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 初めて使用した	55	49	11	0	2	
イ これまでにも使用した	44	130	1	2	0	

(8) (6) でエの場合職員の研修会で活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		100	26	1	1	1
イ いいえ		59	33	9	1	0

(9) <小学校・特別支援学校のみ回答> 保護者への引き渡し訓練を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		638	*	*	*	9
イ いいえ		77	*	*	*	29

## 5 防犯教育について

(1) 不審者対応をねらいとした避難訓練を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		548	113	10	2	23
イ いいえ		167	254	133	32	15

(2) 児童・生徒の防犯意識の向上のため、児童生徒の防犯教室（校長、教職員による講話、担任による指導等や護身術など実技的な防犯訓練を含む）を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		715	367	143	34	38
イ いいえ		0	0	0	0	0

(3) (2) でアの場合、防犯教室の指導者は誰ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員		249	220	72	16	18
イ 警察官		216	78	19	4	7
ウ 教職員と警察官		199	58	14	4	8
エ その他		51	11	1	0	1

(4) 教職員の防犯意識の向上のため、教職員の防犯に関する研修を実施しましたか。  
(前項目の「防犯教室」を含む)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		498	189	36	15	30
イ いいえ		217	178	107	19	8

(5) (4) でアの場合、防犯研修の指導者は誰ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員		183	113	27	10	8
イ 警察官		233	48	4	4	16
ウ 教職員と警察官		55	20	3	1	7
エ その他		27	8	2	0	0

(6) 地域安全マップの見直しをしましたか。 (平成20年度に全小中学校で作成済み)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 既に作成・見直し	555	277	21	5	11	
イ 新たに作成	54	16	6	1	3	
ウ 既に作成・見直しなし	106	74	43	9	9	

(7) 地域安全マップの作成・見直し(協力・助言を含む)をしたのは、誰ですか。  
(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 児童	348	0	0	0	0	
イ 生徒	0	116	11	1	0	
ウ 教職員	621	327	61	9	21	
エ 保護者	384	119	5	0	2	
オ スクールガード・リーダー、スクールガード	171	12	1	0	0	
カ その他	19	11	5	1	2	

(8) 地域安全マップの内容はどれに該当しますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 防犯のみ(子ども110番の家マップ含む)	54	45	3	1	4	
イ 交通安全だけの内容	26	62	23	4	3	
ウ 防災だけの内容	4	5	3	0	4	
エ 防犯と交通安全	506	195	26	4	6	
オ 防犯と防災	7	8	2	0	0	
カ 交通安全と防災	21	21	4	2	2	
キ 防犯・交通安全・防災	97	31	8	0	6	

(9) 地域安全マップの配布先はどこですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 保護者	547	262	41	8	17	
イ 地域関係者	445	132	15	1	4	
ウ 近隣の小学校(私立含)	28	41	0	0	0	
エ 近隣の中学校(私立含)	25	17	1	0	0	
オ 近隣の高等学校(私立含)	2	1	4	0	0	
カ 近隣の特別支援学校	0	0	1	0	0	

(10) 〈小学校のみ回答〉県教育委員会制作防犯教育用ビデオ「あんしん登下校」(平成18年度全小学校に配布)を視聴して、防犯教室・防犯指導を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	243	*	*	*	*	
イ いいえ	472	*	*	*	*	

## 6 通学路について（小・中学校のみ回答）

(1) 通学路を指定していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		715	342	*	*	*
イ いいえ		0	25	*	*	*

(2) (1) でアの場合、通学路の安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		715	342	*	*	*
イ いいえ		0	0	*	*	*

(3) (1) でアの場合、通学路の安全パトロールを実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		715	342	*	*	*
イ いいえ		0	0	*	*	*

(4) (3) でアの場合、校舎内に学校安全ボランティア（スクールガード）の待機場所がありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		291	37	*	*	*
イ いいえ		424	305	*	*	*

(5) 通学班登校を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		701	2	*	*	*
イ いいえ		14	365	*	*	*

(6) 登下校でスクールバス等（借上等も含む）を利用（一部利用も含む）していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		39	11	*	*	*
イ いいえ		676	356	*	*	*

## 7 子ども110番の家について（小・中学校のみ回答）

(1) 設置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		713	324	*	*	*
イ いいえ		2	43	*	*	*

(2) (1) でアの場合、学区内に何カ所設置されていますか。

小学校	56, 650か所	中学校	38, 294か所
-----	-----------	-----	-----------

(3) (1) でアの場合、地域の「子ども110番の家」と連携をしていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア は い		694	228	*	*	*
イ いいえ		19	96	*	*	*

(4) (1) でアの場合、「子ども110番の家」はどこから依頼していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校	458	149	*	*	*	
イ 市町村	90	54	*	*	*	
ウ 市町村教育委員会	195	117	*	*	*	
エ その他	168	75	*	*	*	

## 8 学校安全管理について

(1) 安全点検は法令（学校保健安全法施行規則）では、毎学期1回以上行うことが定められていますが、どのような期間に実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学期1回実施	7	21	123	30	4	
イ 月1回実施	641	327	19	3	34	
ウ 月1回以上	67	19	1	1	0	

(2) 法令（学校保健安全法施行規則）に則り、必要があるとき（台風や学校行事等）には、臨時に安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	715	367	143	34	38	
イ いいえ	0	0	0	0	0	

(3) 児童生徒に防火シャッター等の安全指導を行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	715	367	143	34	38	
イ いいえ	0	0	0	0	0	

(4) 防犯の観点から安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	677	347	125	29	30	
イ いいえ	38	20	18	5	8	

(5) 防犯のための警備員が配置されていますか。（夜間警備を除く）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	80	15	2	1	2	
イ いいえ	635	352	141	33	36	

(6) (5) でアの場合、どのような警備員ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 専門の警備員	67	13	3	1	2	
イ ボランティアの警備員	4	0	0	0	0	
ウ その他	9	2	0	0	0	

(7) 学校内でAEDの点検責任者が決められていますか。また、AEDは学校に何台設置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		715	367	143	34	38
設置台数		734	373	228	53	46
イ いいえ		0	0	0	0	0

(8) (7)でアの場合、救急救命法の講習会(AED講習を含む)を学校で実施しましたか。(設置時の業者による説明は除く)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		711	317	121	27	37
イ いいえ		4	50	21	7	1

(9) (8)でアの場合、対象は誰ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員		700	228	43	18	37
イ 児童・生徒		0	8	8	2	0
ウ 教職員及び児童・生徒		11	81	73	7	1

(10) (8)でアの場合、どこに講師を依頼しましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 消防署		556	231	92	19	27
イ 日本赤十字社		36	13	15	2	9
ウ その他		128	70	18	7	2

(11) <高等学校のみ回答> 保健の授業以外(長期休業前等)で救急救命法(AEDの使用方法を含む)についての指導をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		*	*	96	10	1
イ いいえ		*	*	47	24	6

(12) 県教育委員会で作成した安全教育指導資料(平成22年4月配布)の活用について(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学級活動やHRの参考資料として使用		402	189	65	11	8
イ 学級活動やHRの学習カード・学習資料として使用		62	26	1	1	0
ウ 教員研修の資料として使用		304	145	43	11	11
エ その他		71	49	46	12	15

## V 食育・学校給食(高等学校については学校給食実施校のみ回答・県立伊奈学園中は除く) 1 食に関する指導(食育)全体計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		613	298	*	11	9
イ いいえ		102	68	*	1	23

2 学校給食全体計画(健康教育の全体計画としての作成を含む)を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		628	298	*	13	11
イ いいえ		87	68	*	19	21

3 食に関する指導又は、学校給食年間指導計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		627	300	*	11	21
イ いいえ		88	66	*	21	11

4 行事給食や交流給食などの給食活動について

(1) 行事給食(七夕・お月見等)を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		509	192	*	24	30
年間実施回数		3577	1353	*	105	238
イ いいえ		206	174	*	8	2

(2) 交流給食を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		551	40	*	6	14
年間実施回数		3286	491	*	182	25
イ いいえ		164	326	*	26	18

(3) 児童生徒が選択できる給食(バイキング給食、セレクト給食等)を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		446	131	*	10	19
年間実施回数		1113	266	*	193	43
イ いいえ		269	235	*	22	13

5 地場産物(地域、県内産農産物)を活用した献立による給食を週平均何回実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 毎回		182	99	*	9	10
イ 週3~4回		244	136	*	8	11
ウ 週1~2回		142	62	*	10	7
エ 週1回未満		147	69	*	5	4

6 家庭・地域と連携した学校給食の実施について(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 招待給食を実施している		267	30	*	5	1
イ 親子給食を実施している		137	2	*	4	2
ウ 試食会を実施している		635	156	*	15	29
エ 調理講習会を実施		92	29	*	0	4

才 給食だより等情報提供	502	302	*	23	27
カ その他	25	18	*	2	1

7 6でアの場合招待者は誰ですか。（複数回答可）

項目 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 地域の敬老会	97	1	*	0	0
イ 本の読み聞かせ団体	56	0	*	0	0
ウ 学習支援ボランティア	97	6	*	0	0
エ 交通指導委員	59	1	*	0	0
オ 民生児童委員	44	8	*	0	0
カ 自治会（地域）関係者	69	5	*	0	0
キ 学校評議員	149	28	*	3	0
ク その他	71	9	*	2	2

8 学級活動または自立活動（給食の時間の指導は含めない）における「学校給食に関する題材」の年間指導時数は平均何時間ですか。

※全学年での実施数：（小学校は6、中学校は3）

項目 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 0時間	23	86	*	21	13
イ 1～2時間	567	258	*	11	13
ウ 3～4時間	108	19	*	0	2
エ 5～6時間	11	2	*	0	2
オ 7時間以上	6	1	*	0	1

9 家庭科や体育科、学級活動など、各教科において学習指導要領に基づく「食に関する指導（食育）」を実施しましたか。

項目 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	703	357	*	18	24
イ いいえ	12	9	*	14	7

10 総合的な学習の時間において「食に関する指導（食育）」の計画がありますか。

項目 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	506	139	*	10	11
イ いいえ	209	227	*	22	20

11 食に関する指導と関連して、野菜づくりなどの農業体験を実施しましたか。

項目 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	657	189	*	3	23
イ いいえ	58	177	*	29	8

12 11でアの場合 収穫した農作物を給食で食べましたか。

項目 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	285	43	*	3	7
イ いいえ	372	146	*	2	17

13 学級活動や教科等で、教員と栄養教諭・学校栄養職員がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		491	116	*	4	13
イ いいえ		224	250	*	28	19

14 学級活動や教科等で、教員と養護教諭がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		231	46	*	4	3
イ いいえ		484	320	*	28	28

15 学校栄養職員を特別非常勤講師制度により活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		134	33	*	0	2
イ いいえ		581	333	*	32	30

16 食に関する内容(食育)で、校内研修を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		203	69	*	2	3
イ いいえ		512	297	*	30	29

17 朝食の大切さについて、保護者会等で保護者に説明しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		715	366	*	14	26
イ いいえ		0	0	*	18	5

18 食育の啓発ルームや食育相談室、啓発掲示コーナーを設けて児童生徒や保護者に食の大切さ等を啓発しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		585	274	*	16	25
イ いいえ		130	92	*	16	7

19 18でアの場合、どのような啓発方法ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 啓発ルーム		37	7	*	0	2
イ 食育相談室		6	3	*	0	1
ウ 掲示コーナー		490	240	*	13	18
エ 各種たよりの発行		388	163	*	12	21
オ その他		58	18	*	1	3

20 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、児童生徒と食に関する個別相談活動を実施しましたか。(肥満やアレルギー等のほか、好き嫌いのなくし方や魚の上手な食べ方など身近な相談も含む。)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		440	183	*	20	26
イ いいえ		275	183	*	12	6

21 20でアの場合、週平均何回実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 2回以下		402	164	*	15	22
イ 3～4回		24	12	*	4	3
ウ 5～6回		8	3	*	0	0
エ 7回以上		6	4	*	1	1

22 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、食物アレルギーや肥満傾向などのある児童生徒の保護者と食に関する個別相談活動を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		514	190	*	16	26
イ いいえ		201	176	*	16	6

23 県教育委員会で作成した資料について

(1) 県教育委員会が作成した「小学校中学年用食育学習教材：楽しく食べてけんこうな生活」を授業等で活用しましたか。（小学校のみ回答）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		715	*	*	*	*
イ いいえ		0	*	*	*	*

(2) 「すぐ使える言葉がけ事例集」を授業等で活用しましたか。（小・中学校のみ回答）

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		357	129	*	*	*
イ いいえ		358	237	*	*	*

(3) 「早寝・早起き・朝ごはん」チェックカードを授業等で活用しましたか。

(小・中学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		442	146	*	*	*
イ いいえ		273	220	*	*	*

24 学校給食において「弁当の日」を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		167	66	*	2	4
イ いいえ		548	300	*	30	28

25 児童生徒に対して、給食前に十分手を洗うよう指導を行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		715	366	*	32	32
イ いいえ		0	0	*	0	0

26 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具等の衛生的な処理方法について全教職員が知っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		715	366	*	18	30
イ いいえ		0	0	*	14	2

27 次の食育月間・週間での取組について

(1) 6月の食育月間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		195	103	*	5	6
イ いいえ		520	263	*	27	26

(2) 11月の彩の国学校給食月間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		309	152	*	8	12
イ いいえ		406	214	*	24	20

(3) 1月の学校給食週間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア は い		603	246	*	8	17
イ いいえ		112	120	*	24	15

## II 研究委嘱校・表彰校等一覧

### 1 研究委嘱校・地域等一覧

(\*埼玉県学校保健推進ガイドライン作成(平成21年度)以降  
平成20年度以前については保健体育課ホームページで閲覧可能)

#### (1) 埼玉県教育委員会研究委嘱地域等

##### ア 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業モデル指定地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成21年度	北本市教育委員会	市内全小・中学校	みんなで学び、みんなで関わる北本っ子の健康 ～アレルギー、感染症について理解を深めよう、 発達段階に応じた健康課題に取り組もう～
平成21年度	菖蒲町教育委員会	菖蒲町立菖蒲小学校	健康な生活を送るために主体的に取組のできる子 ～「生活リズム」「食習慣」「運動習慣」の3つの観点 からの取組～

##### イ 高校生の交通安全教育推進事業

委嘱年度	委嘱校	
平成21年度	県立本庄北高等学校	県立皆野高等学校
平成22年度	県立桶川高等学校	県立秩父高等学校

##### ウ 食育推進地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成21年度	上尾市教育委員会	東小学校	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成～
	鳩ヶ谷市教育委員会	市内全小・中学校	心豊かに生きる力を育む食育 ～望ましい食習慣の育成～
	所沢市教育委員会	明峰小学校 和田小学校 東所沢小学校 南小学校	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成
平成22年度	川口市教育委員会	本町小学校	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～

#### (2) 文部科学省等研究指定等

研究領域	地域・学校名	研究主題等	年度
歯と口の健康つくり	川越市立東中学校	自ら進んで主体的に健康つくりに取り組む生徒の育成 ～基本的生活習慣の定着を目指した歯・口の健康つくりに関する指導～	平成21年度～22年度
栄養教諭を中心とした食育推進事業	上尾市教育委員会	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成～	平成21年度
	鳩ヶ谷市教育委員会	心豊かに生きる力を育む食育 ～望ましい食習慣の育成～	
	所沢市教育委員会	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成	
	川口市教育委員会	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～	平成22年度

## 2 全国・埼玉県表彰校一覧

表彰類別				平成22年度	平成21年度	
全国	全日本学校歯科保健	優秀校	文部科学大臣賞 日本学校歯科医会会长賞 日本歯科医師会会长賞	【日本学校歯科医会会长賞】 川口市立南中学校 【日本歯科医師会会长賞】 羽生市立新郷第一小学校	【優秀校】 羽生市立西中学校	
		優良校等	優良校	【奨励校】 さいたま市立常盤小学校 上尾市立大谷中学校 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園	【奨励校】 さいたま市立高砂小学校 加須市立加須西中学校 川口市立幸並中学校 羽生市立南中学校	
	表彰	学校給食優良学校	文部科学大臣賞	川口市立芝富士小学校 春日部市立八木崎小学校	春日部市立立野小学校	
		最優秀校		埼玉県立久喜特別支援学校	鳩ヶ谷市立辻小学校	
		健康教育推進学校 (日本学校保健会)	優秀校	川口市立西中学校 さいたま市立岸町小学校	【奨励校】 川口市立並木小学校 【優良校】 川口市立原町小学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立上大久保中学校	
			優良校	戸田市立戸田第一小学校 春日部市立富多小学校 さいたま市立常盤小学校		
		全日本交通安全	優良学校	越谷市立越ヶ谷小学校	皆野町立国神小学校	
県表彰	学校保健	優良学校		川口市立朝日東小学校 川口市立戸塚北小学校 川口市立東領家小学校 さいたま市立常盤小学校 羽生市立新郷第一小学校 深谷市立大寄小学校 深谷市立深谷西小学校 川口市立南中学校	春日部市立富多小学校 川口市立木曽呂小学校 川口市立芝南小学校 川口市立柳崎小学校 さいたま市立木崎小学校 川口市立西中学校 埼玉県立久喜特別支援学校 埼玉県立越谷特別支援学校	
				川口市立青木中央小学校 川口市立舟戸小学校 さいたま市立沼影小学校 さいたま市立上大久保中学校	川口市立並木小学校 川口市立原町小学校 戸田市立戸田第一小学校 川口市立元郷中学校	
	学校給食			川口市立芝富士小学校 川口市立並木小学校 川口市立本町小学校 川口市立前川東小学校 深谷市立深谷小学校 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校	川口市立幸町小学校 川口市立神根小学校 川口市立舟戸小学校 さいたま市立日進小学校 伊奈町立小室小学校 新座市立第六中学校	
学校歯科保健コンクール	特別表彰校	特別表彰		羽生市立新郷第一小学校 羽生市立羽生北小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校	羽生市立羽生北小学校 さいたま市立高砂小学校 加須市立加須西中学校 川口市立幸並中学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校	
				羽生市立岩瀬小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立羽生南小学校 加須市立加須平成中学校 さいたま市立常盤小学校 加須市立昭和中学校	羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立羽生南小学校 深谷市立南中学校 川口市立並木小学校 川口市立南中学校	
	最優秀校	小規模校		鴻巣市立赤見台第一小学校 加須市立樋邊川小学校 宮代町立百間中学校 久喜市立栗橋西中学校	加須市立樋邊川小学校 羽生市立須影小学校 加須市立加須北中学校 宮代町立前原中学校	
		中規模校	"			
		大規模校	"			
		小規模校	"			
		中規模校	"			
		大規模校	"			
	優秀校	優秀校		羽生市立手子林小学校 さいたま市立仲本小学校 さいたま市立上大久保中学校 川口市立安行東中学校	川口市立朝日東小学校 羽生市立手子林小学校 川口市立安行東中学校 加須市立加須平成中学校	
	大規模校	大規模校		さいたま市立針ヶ谷小学校 さいたま市立中尾小学校 川口市立南中学校 さいたま市立土合中学校	さいたま市立常盤小学校 さいたま市立木崎小学校 さいたま市立原山中学校 杉戸町立杉戸中学校	

### III 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

#### 1 参考図書等一覧

<学校保健>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校における性教育の考え方進め方	文部省	平成11年3月
学校保健委員会マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成12年2月
薬物乱用防止教育指導事例集	埼玉県教育委員会	平成13年3月
養護教諭が行う健康相談活動の進め方	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
養護教諭の特性を生かした保健学習・保健指導の基本と実際	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
みんなでいきるために ～エイズ教育参考資料～	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
実践力を育てる中学校保健学習のプラン ～新学習指導要領に基づく授業の展開～	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
意志決定・行動選択の力を育てる高等学校保健学習のプラン ～新学習指導要領に基づく授業の展開～	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
性感染症予防に関する指導マニュアル	文部科学省	平成14年4月
養護教諭が行う心と体への健康相談活動実践のためのQ&A	埼玉県教育委員会	平成15年3月
定期健康診断における 結核検診マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
小学校保健学習の指導と評価 ～目標に準拠した評価が分かる具体的な展開例～	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
中学校保健学習の指導と評価 ～授業計画の作成から評価までの実際～	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
高等学校保健学習の指導と評価 ～生徒・授業を変える評価への転換～	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
保健主事の手引き<三訂版>	(財) 日本学校保健会	平成16年2月
学校保健ハンドブック	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料（中学校編）	(財) 日本学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料（高校編）	(財) 日本学校保健会	平成16年8月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編）	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
健康相談活動実践事例集 かたりすと	埼玉県教育委員会	平成16年3月
学校における薬物相談マニュアル	埼玉県教育委員会	平成16年7月
学校における感染症発生時の対応	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成17年3月
学校薬剤師の薬物乱用防止講演資料集	埼玉県教育委員会 埼玉県学校薬剤師会	平成17年11月
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料	埼玉県教育委員会	平成17年11月
「児童生徒の心身の健康課題に関する実態調査」報告書	埼玉県教育委員会	平成17年2月
ゆたかな身体と心を育むための「望ましい生活習慣づくり」改訂版	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
学校歯科保健参考資料 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康つくり」	文部科学省	平成17年3月
児童生徒の健康診断マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成18年11月
なるほど保健学習	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成18年11月
子どものメンタルヘルスの理解とその対応	(財) 日本学校保健会	平成19年2月
学校における性教育実践のための事例集	埼玉県教育委員会	平成19年3月
I T機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について	★埼玉県学校保健会	平成19年6月
教育機関における特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル	埼玉県教育委員会	平成20年3月
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	★(財) 日本学校保健会	平成20年3月
薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>	(財) 日本学校保健会	平成20年4月
「新学習指導要領に基づく」これからの小学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「新学習指導要領に基づく」これからの中学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「思考力の育成を重視した」これからの高等学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年3月
保健室経営計画作成の手引	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
学校における性教育実践のための事例集Ⅱ	埼玉県教育委員会	平成21年3月
学校における水泳プールの保健衛生管理	(財) 日本学校保健会	平成21年5月
知識を活用した保健学習－性に関する指導編－	埼玉県教育委員会	平成23年2月

## &lt;学校安全&gt;

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
「学校防災マニュアル」作成のために 一小・中学校編一	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成11年3月
学校におけるこれからの交通安全教育の進め方	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成12年3月
組織活動を生かした学校安全 －家庭や地域社会との連携の在り方－	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成13年3月
地域と結ぶ学校防災推進事業実施報告書	埼玉県教育委員会	平成13年3月
幼児児童生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル －不審者による事故発生時における対応事例－	埼玉県教育委員会	平成13年7月
幼児児童生徒の安全確保に係る措置事例集 －より安全な学校（園）とするために－	埼玉県教育委員会	平成13年7月
改訂版 学校安全Q & A 一生活安全編一	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成14年3月
学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル	文部科学省	平成15年2月
新学習指導要領にもとづいた学級における安全指導の展開	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成15年3月
学校の安全管理に関する取組事例集	文部科学省	平成15年10月
不審者から子どもを守る対応マニュアル	埼玉県教育委員会	平成15年12月
高校生のための交通安全教育指導案集	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成18年3月
地域安全マップ作製マニュアル	埼玉県教育委員会	平成18年5月
学校における交通安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成19年3月
危機管理・防災に関する教材及び指導展開例（中学生用）	★埼玉県（危機管理課）	平成19年3月
防犯教育実践事例集－地域安全マップ集－	★埼玉県教育委員会	平成19年3月
地域・関係諸機関と連携した安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成20年3月
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	★文部科学省	平成22年3月
安全教育指導資料	★埼玉県教育委員会	平成22年3月
高等学校「学校安全点検の手引き」	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成22年3月
子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－	★文部科学省	平成22年7月
小・中学校安全点検要領（五訂版）	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成23年3月

## &lt;学校給食&gt;

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校給食の手引 給食主任必携	埼玉県教育委員会	平成10年3月
平成12年度学校給食（関係資料）	日本体育・学校健康センター	平成13年1月
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (医療費・学校給食費) 事務手引	埼玉県教育委員会	平成13年2月
食中毒防止のための学校給食調理環境事例集	日本体育・学校健康センター	平成14年3月
食中毒防止のための学校給食調理環境改善事例集2集	日本体育・学校健康センター	平成15年3月
食中毒防止のための学校給食調理環境改善事例集3集	日本スポーツ振興センター	平成16年3月
学校給食要覧 平成17年版	日本スポーツ振興センター	平成18年3月
改訂 学校給食の手引き 一管理運営編一	埼玉県教育委員会	平成17年3月
学校における食育推進指針モデル「進めよう食育」	★埼玉県教育委員会	平成19年3月
小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」	★埼玉県教育委員会	平成20年3月
学校給食調理場における手洗いマニュアル	★文部科学省	平成20年3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART I	★文部科学省	平成21年3月
学校給食における食中毒防止Q&A	日本スポーツ振興センター	平成21年3月
栄養教諭による食に関する指導実践事例集	★文部科学省	平成21年3月
学校給食未納防止徴収マニュアル	埼玉県教育委員会	平成21年9月
食に関する指導の手引 ～第一次改訂版～	★文部科学省	平成22年3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART II	★文部科学省	平成22年3月

## 2 ビデオ等一覧

### <学校保健>

名 称	発 行
薬物乱用防止教材ビデオ NO ! 脳からの警告 中学校用 24分 VHS	文部省
ストップ・ザ・薬物 ~自分をだいじにしよう~ 薬物乱用防止教育ビデオ(小学校用) 28分 VHS	日本学校保健会
育てたい生きる力 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のために 薬物乱用防止教育指導者用ビデオ 58分 VHS	日本学校保健会
D R U G (研修用) 文部科学省選定作品 2001年度作品 113分 VHS	青少年育成国民会議
暗雲を吹き払う風(高校生用) 薬物乱用防止教育教材CD-ROM	文部科学省
薬物乱用防止教室 効果的な指導のために	文部科学省
まさかの未来 (小・中・高等学校用) 30分 VHS	財団法人日本交通管理技術協会
ダメ。ゼッタイ。「薬物乱用SOS!」 VHS	財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター
ドラッグの真実 DVD	東京都福祉保健局

### <学校安全>

名 称	発 行
あんしん登下校 (小学生用) 18分 VHS	埼玉県教育委員会
ビジュアル版 幸せ運ぼう～阪神・淡路大震災から学ぶ～	「ビジュアル版 幸せ運ぼう」制作委員会
子どもを事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省
災害から命を守るために～防災教育教材(中学生用) DVD	文部科学省
生徒を事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省

### <学校給食>

名 称	発 行
学校給食中毒防止ビデオ 食中毒を根絶する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 常温放置を追放する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 水を制御する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 汚染を広げない (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 これで安心学校給食 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 ドライ運用のカギは人 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 ノロウィルス食中毒への対策 (21分)	日本スポーツ振興センター
〃 安全により豊かな学校給食のために (21分)	日本スポーツ振興センター

## IV 健康に関する相談機関等の連絡先

相 談 機 関 等 名 称 (電話番号) ※市町村の機関等については該当する市町村に問い合わせください。	
各種健康相談	○県立精神保健福祉センター (048-723-1111) ○最寄りの保健所 (※1) ○市町村保健センター
救急医療情報	○埼玉県救急医療情報センター (048-824-4199)
児童虐待の通告	○児童相談所 (※2) ○市町村福祉関係課 ○福祉事務所
教育相談	○県立総合教育センター (保護者用番号 048-874-2525) ○市町村教育相談担当
非行問題等	○埼玉県警察少年サポートセンター (048-865-4152)

※1【保健所】 鴻巣保健所(048-541-0249) 川口保健所(048-262-6111) 狹山保健所(04-2954-6212)  
 朝霞保健所(048-461-0468) 坂戸保健所(049-283-7815) 東松山保健所(0493-22-0280)  
 秩父保健所(0494-22-3824) 本庄保健所(0495-22-6481) 熊谷保健所(048-523-2811)  
 加須保健所(0480-61-1216) 春日部保健所(048-737-2133) 草加保健所(048-925-1551)  
 幸手保健所(0480-42-1101) 川越市保健所(049-227-5101) さいたま市保健所(048-840-2205)

※2【児童相談所】 中央児童相談所(048-775-4152) 南児童相談所(048-885-4152)  
 川越児童相談所(049-223-4152) 所沢児童相談所(04-2992-4152)  
 熊谷児童相談所(048-521-4152) 越谷児童相談所(048-975-4152)  
 さいたま市児童相談所(048-840-6107)

## V 関係機関等の連絡先一覧 (平成23年4月1日現在)

名 称 • 所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
埼玉県教育局県立学校部保健体育課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	(総務担当) 048-830-6965 (健康教育担当) 保健・安全) 048-830-6963 (食育・学校給食担当) 048-830-6968	048-830-4971
独立行政法人日本スポーツ振興センター東京支所 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	03-5410-9165	03-5410-9136
(財)埼玉県学校給食会 364-0011 北本市朝日2-288	048-592-2115	048-592-2496
埼玉県環境部大気環境課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3062	048-815-5651
埼玉県保健医療部 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3557	048-830-4809
疾病対策課(感染症対策担当)	048-830-3611	048-824-2194
食品安全課(監視・食中毒担当)	048-830-3633	048-830-4806
薬務課(薬物対策担当)	048-830-3624	048-830-4806
薬務課(薬事計画・A E D推進担当)	048-830-3581	048-830-4804
健康づくり支援課(食育・歯科担当)		

## 実践事例等資料協力校等一覧

<学校保健> 熊谷市立三尻中学校

<学校給食> 川口市教育委員会

戸田市教育委員会

ふじみ野市教育委員会

## 平成23年度 埼玉県学校健康教育必携第11号

平成23年3月発行

編集発行 埼玉県教育局県立学校部保健体育課

所在地 〒336-8501 さいたま市浦和区高砂3-15-1

総務担当 048-830-6965 (直通)

健康教育担当 048-830-6963 (直通)

学校給食担当 048-830-6968 (直通)

FAX(全担当共通) 048-830-4971

○保健体育課ホームページ  
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BC00/core.html>)



